

令和6年4月教育委員会定例会事項書

令和6年4月23日（火） 午後2時から

教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2127号】専決（鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正）の承認について（教育総務課）
- (2) 【議案第2128号】専決（鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正）の承認について（教育総務課）
- (3) 【議案第2129号】財産の取得について（鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫））（教育総務課）
- (4) 【議案第2130号】専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について（学校教育課）
- (5) 【議案第2131号】通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について（教育指導課）
- (6) 【議案第2132号】専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について（教育支援課）
- (7) 【議案第2133号】専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について（教育支援課）
- (8) 【議案第2134号】学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
- (9) 【議案第2135号】専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- (10) 【議案第2136号】専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- (11) 【議案第2137号】専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について（子ども育成課）

4 報告事項

- (1) 鈴鹿市教育振興基本計画 令和6年度実行計画について（教育総務課）

- (2) 令和5年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について (学校教育課)
- (3) 中学生のピロリ菌検査について (学校教育課)
- (4) 社会教育基本計画2031について (文化振興課)
- (5) 考古博物館 ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024について (文化財課)
- (6) 「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定(改定)について
(子ども政策課・子ども育成課)

5 その他

- (1) 令和6年5月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

4月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延) 教育委員 (服部 直美) 教育委員 (下古谷 博司) (会議録署名者) 教育委員 (松蔦 康博) 教育委員 (笠井 智佳)					
文化振興課長 (柳井谷 光教)	子ども政策課長 (長尾 哲)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
文化財課長 (大窪 隆仁)	子ども育成課長 (中村 康次郎)		学校教育課長 (藤見 忠)	教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)
				書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和6年4月 教育委員会 定例会

議 案

(第2127号～第2137号)

令和6年4月23日

鈴鹿市教育委員会

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示
 鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示（令和6年鈴鹿市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						
別表（第2条関係）						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	私学振興費補助	学校教育の振興と充実を図るため	私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人、 <u>学校法人三重朝鮮学園及び学校法人倉橋学園伯人学校イーエス鈴鹿</u>	教育に係る教材教具の購入、施設の整備等教育環境の向上に資する事業に要する経費	別に定める額	教育総務課
<u>2</u> ～ <u>5</u>	略	略	略	略	略	略

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改 正 前

別表（第2条関係）

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	<u>私立高等学校私学振興費補助</u>	学校教育の振興と充実を図るため	私立高等学校及び中等教育学校を運営する学校法人	教育に係る教材教具の購入、施設の整備等 <u>生徒の教育環境の向上に資する事業に要する経費</u>	別に定める額	教育総務課
2	<u>三重朝鮮学園補助</u>	<u>幼児教育又は学校教育の振興と充実を図るため</u>	<u>学校法人三重朝鮮学園</u>	教育に係る教材教具の購入、施設の整備等 <u>教育環境の整備に要する経費</u>	別に定める額	教育総務課
3	<u>伯人学校イーエーエス補助</u>	<u>幼児教育又は学校教育の振興と充実を図るため</u>	<u>学校法人倉橋学園伯人学校イーエーエス鈴鹿</u>	教育に係る教材教具の購入、施設の整備等 <u>教育環境の整備に要する経費</u>	別に定める額	教育総務課
<u>4</u> ～ <u>7</u>	略	略	略	略	略	略

専決の承認について

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程（平成２８年鈴鹿市訓令、鈴鹿市議会訓令、鈴鹿市教育委員会訓令、鈴鹿市選挙管理委員会訓令、鈴鹿市監査委員訓令、鈴鹿市農業委員会訓令、鈴鹿市消防本部訓令、鈴鹿市上下水道局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (１) 略 (２) <u>協議会</u> 条例第１条に規定する地域づくり協議会をいう。 (地域づくりコーディネーター) 第３条 略 ２ コーディネーターは、<u>次に掲げる者</u>をもって充てる。 (１) <u>地区市民センター所長</u> (２) <u>地域振興部地域協働課総務グループ</u> <u>(神戸担当)</u> (３) <u>公募コーディネーター</u> ３ <u>コーディネーターは、協議会ごとに１名を配置する。</u> <u>(公募コーディネーター)</u> 第４条 <u>公募コーディネーターは、次に掲げる市の職員（地方教育行政の組織及び運営</u>	(定義) 第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (１) 略 (２) <u>地域づくり協議会</u> 条例第１条に規定する地域づくり協議会をいう。 (地域づくりコーディネーター) 第３条 略 ２ コーディネーターは、<u>地区市民センター所長及び地域振興部地域協働課総務グループ(神戸担当)</u>をもって充てる。 <u>(支援職員)</u> 第４条 <u>地域づくりを支援するため、本市に地域づくり支援職員（以下「支援職員」と</u>

に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を除く。）の中から任命権者が任命する。

（1） 公募コーディネーターとなることを希望する職員

（2） 鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）第1条の規定により設置する鈴鹿市地域づくり推進本部（第4項において「推進本部」という。）の本部員及び地域振興部地域協働課長の推薦を受けた職員

2 公募コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 公募コーディネーターは、次に掲げるいずれかの協議会に配置する。

（1） 若松地域づくり協議会

（2） 郡山まちづくり協議会

（3） 長太地区まちづくり協議会

（4） 旭が丘地区まちづくり協議会

（5） 一ノ宮地域づくり協議会

（6） 愛宕地域づくり協議会

（7） 栄地区地域づくり協議会

（8） 鼓ヶ浦地区まちづくり協議会

（9） 白子地域づくり協議会

4 公募コーディネーターは、推進本部の本部長の命により、配置された協議会の地区市民センターの所長と連携の上、前条第1

いう。）を置く。

2 支援職員は、市職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を除く。）の中から任命権者が任命する。

3 支援職員の任期は、1年とする。

4 支援職員は、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）第1条の規定により設置する鈴鹿市地域づくり推進本部の

<u>項の調整を図る。</u> (地域づくり支援調整会議) 第5条 <u>協議会</u>に対する支援に関する情報交換、調整及び検討課題の共有と解決を図るため、必要に応じて地域づくり支援調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。 2 略 3 調整会議の構成員は、全地区のコーディネーター及び地域振興部地域協働課の職員とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その他の職員の出席を求めることができるものとする。	<u>本部長の命により、コーディネーターと協議の上、次に掲げる事務に係る支援及び助言を行う。</u> (1) <u>地域づくり協議会の活動の定着及び活性化に関すること。</u> (2) <u>条例第9条の地域計画の策定及び見直しに関すること。</u> (地域づくり支援調整会議) 第5条 <u>地域づくり協議会</u>に対する支援に関する情報交換、調整及び検討課題の共有と解決を図るため、必要に応じて地域づくり支援調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。 2 略 3 調整会議の構成員は、全地区のコーディネーター、<u>支援職員</u>及び地域振興部地域協働課の職員とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その他の職員の出席を求めることができるものとする。
---	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 内 容 | 鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫） |
| 2 | 取得予定価格 | 7 0 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 3 | 取得の相手方 | 津市高茶屋五丁目 1 番 3 7 号
タニコー株式会社 三重営業所
所長 伊藤 英貴 |
| 4 | 取 得 の 目 的 | 鈴鹿市学校給食センターの真空冷却機及び冷却機能付消毒保管庫を更新し、安全安心な学校給食を安定的に提供するため。 |

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫）を取得するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫） 明細

1 真空冷却機

- (1) メーカー 三浦工業株式会社
- (2) 型 式 CM-150RKW
- (3) 寸 法 幅2,080mm 奥行1,895mm 高さ2,430mm
- (4) 数 量 2基
- (5) 附属機器 冷水チラー2基、屋外タンクユニット2基

2 冷却機能付消毒保管庫

- (1) メーカー タニコー株式会社
- (2) 型 式 HEK-12SW
- (3) 寸 法 幅1,150mm 奥行2,090mm 高さ2,383mm
- (4) 数 量 3台

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和３年鈴鹿市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第３条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１） 養護及び支援員 <u>時間額1,020円</u> （２）～（６） 略	（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第３条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１） 養護及び支援員 <u>時間額985円</u> （２）～（６） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第３条第１号の規定は、令和６年４月１日から適用する。

議案第 2 1 3 1 号

通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

(別 紙)

提案理由

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出する。

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

通級による指導の実施等に関する要綱（平成２６年鈴鹿市教育委員会告示第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（設置） 第３条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。		（設置） 第３条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。	
通級指導教室の種類	設置校	通級指導教室の種類	設置校
言語通級指導教室	略	言語通級指導教室	略
		<u>難聴通級指導教室</u>	<u>鈴鹿市立旭が丘小学校</u>
発達障害等通級指導教室	<u>鈴鹿市立白子小学校</u> <u>鈴鹿市立旭が丘小学校</u> <u>鈴鹿市立稲生小学校</u> <u>鈴鹿市立飯野小学校</u> <u>鈴鹿市立神戸小学校</u> <u>鈴鹿市立創徳中学校</u> <u>鈴鹿市立白鳥中学校</u> <u>鈴鹿市立神戸中学校</u>	発達障害等通級指導教室	<u>鈴鹿市立稲生小学校</u> <u>鈴鹿市立飯野小学校</u> <u>鈴鹿市立神戸小学校</u> <u>鈴鹿市立神戸中学校</u> <u>鈴鹿市立創徳中学校</u>

第１号様式から第７号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

通級指導申出書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

申出者 住所
（保護者） 名前

下記のとおり、通級による指導を希望しますので申し出ます。なお、通級にあたり、交通安全については、責任を持って万全を期します。

記

ふ り が な 児童生徒名前		生年月日	年 月 日生
学 年 ・ 組	年 組	男 ・ 女	
通級による指導 を希望する教室 （希望する教室に✓印）	☐ 言語 通級指導教室 ☐ 発達障害等		
新規・更新の別	新 規 ・ 更 新		
保護者の連絡先	電話番号（自宅）		
	電話番号（緊急時）		

鈴 第 号
年 月 日

通級指導協議書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

鈴鹿市立 学校
校長 印

貴校における通級による指導の実施について、下記のとおり協議します。

記

ふ り が な 児童生徒名前		生年月日	年 月 日生
学 年 ・ 組	年 組	男 ・ 女	
保 護 者 名 前			
住 所			
通級指導教室の 種 別 (希望する教室に✓印)	☐ 言語 通級指導教室 ☐ 発達障害等		
新規・更新の別	新 規 ・ 更 新		
開始希望年月日	年 月 日		
終了希望年月日	年 月 日		
通級による指導 の 頻 度	週 回（毎週 曜日 限 時 分）		
教育相談実施日	年 月 日		

(添付書類)

通級指導申出書の写し

第 3 号様式（第 4 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

通級指導協議回答書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

鈴鹿市立 学校
校長 印

年 月 日付け鈴 第 号で協議のあった件について、下記のとおり回答します。

記

児 童 生 徒 名 前			男 ・ 女
学 年 ・ 組	年 組		
協 議 事 項 に 係 る 意 見 (いずれかに✓印)	☐ 次のとおり受入れ可能です。		
	通級指導教室の 種 別 (該当する教室に✓印)	☐ 言語 通級指導教室 ☐ 発達障害等	
	開 始 年 月 日	年 月 日	
	終 了 年 月 日	年 月 日	
	通 級 に よ る 指 導 の 頻 度	週 回 (毎週 曜日 限 時 分)	
	☐ 次の理由により受入れできません。 (理由)		

第 4 号様式（第 4 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

通級指導通知書

様

鈴鹿市立 学校
校長 印

年 月 日付けで申出のありました通級による指導については、設置校との協議等の結果に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児 童 生 徒 名 前			男 ・ 女
決 定 内 容 (いずれかに✓印)	☐ 次のとおり通級による指導の実施を決定します。		
	通級指導教室の 種 別 (該当する教室に✓印)	☐ 言語 通級指導教室 ☐ 発達障害等	
	通級による指導 を 行 う 学 校	鈴鹿市立 学校	
	開 始 年 月 日	年 月 日	
	終 了 年 月 日	年 月 日	
	通 級 に よ る 指 導 の 頻 度	週 回 (毎週 曜日 限 時 分)	
	備 考	1 期間満了後、引き続き通級による指導 を希望する場合には、更新手続により、 期間を更新することができます。 2 通級に際しては、交通安全に十分注意 してください。	
	☐ 次の理由により通級による指導の実施を見合わせます。 (理由)		

第5号様式（第7条関係）

鈴 第 号
年 月 日

通級指導開始届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
校長 印

下記のとおり、通級による指導を開始しますので届け出ます。

記

1 通級による指導を開始する児童生徒の状況等

児童生徒名前			
生 年 月 日	年 月 日生	学 年	
児童生徒住所	〒 - 鈴鹿市		
保護者名前			
教育相談実施日	年 月 日		

2 通級による指導を行う学校等

通級による指導 を 行 う 学 校	鈴鹿市立 学校	校長名	
通級指導教室の 種 類	通級指導教室		
開 始 年 月 日	年 月 日		
終 了 年 月 日	年 月 日		
交通手段等（自 校通級の場合は 記入不要）	交 通 手 段		
	片道所要時間	約 時間 分	

※往路と復路で交通手段又は所要時間が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。

(裏)

3 特別の教育課程の編成状況

_____年度

(1) 年間授業時数

	教 科 ・ 領 域													通級	合計
教科等の名称															
年時数															

※「教科等の名称」には教科名（国語、社会、算数等）及び領域名（特別活動等）を記入すること。

※通級による指導により、教科及び領域の一部又は全部が欠ける場合は、その教科等の名称を○で囲むこと。

※「通級」の欄には、通級による指導の教育課程上の位置付け（自立活動等）を記入すること。

(2) 通級による指導を受ける児童生徒の週時程表

時刻	校時	曜日				
		月	火	水	木	金
(例) 8:50～ 9:35	1	国語	算数	生活	国語	通
～	1					
～	2					
～	3					
～	4					
～	5					
～	6					
～						
～						

※各曜日の校時割は実態に合わせて記入すること。

※通級による指導については、「通」と記入すること。

第6号様式（第7条関係）

鈴 第 号
年 月 日

通級指導変更届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
校長 印

下記のとおり、通級による指導の内容等に変更がありましたので届け出ます。

記

1 通級による指導の内容を変更する児童生徒の状況等

	児 童 生 徒 名 前			
/	生 年 月 日	年 月 日生	学 年	
	児 童 生 徒 住 所	〒 - 鈴鹿市		
	保 護 者 名 前			
/	教育相談実施日	年 月 日		

→ 変更した部分に○印

2 通級による指導を行う学校等

/	通級による指導 を 行 う 学 校	鈴鹿市立 学校	校長名	
/	通級指導教室の 種 類	通級指導教室		
/	開 始 年 月 日	年 月 日		
/	終 了 年 月 日	年 月 日		
	交通手段等（自 校通級の場合は 記入不要）	交 通 手 段		
		片道所要時間	約 時間 分	

→ 変更した部分に○印

※往路と復路で交通手段又は所要時間が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。

※表面、裏面ともに、変更箇所のみ記入ではなく、全ての欄を記入すること。

(裏)

3 特別の教育課程の編成状況

_____年度

(1) 年間授業時数

(変更の有無 有 ・ 無 → いずれかに○印)

	教科・領域													通級	合計
教科等の名称															
年時数															

※「教科等の名称」には教科名（国語、社会、算数等）及び領域名（道徳、特別活動等）を記入すること。

※通級による指導により、教科及び領域の一部又は全部が欠ける場合は、その教科等の名称を○で囲むこと。

※「通級」の欄には、通級による指導の教育課程上の位置付け（自立活動等）を記入すること。

(2) 通級による指導を受ける児童生徒の週時程表

(変更の有無 有 ・ 無 → いずれかに○印)

	時刻	校時 曜日	月	火	水	木	金
(例)	8:50～ 9:35	1	国語	算数	生活	国語	通
	～	1					
	～	2					
	～	3					
	～	4					
	～	5					
	～	6					
	～						
	～						

※各曜日の校時割は実態に合わせて記入すること。

※通級による指導については、「通」と記入すること。

第 7 号様式（第 9 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

通級指導終了届出書

（宛先） 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
校長 印

下記の児童生徒について、 年 月 日をもって通級による指導を終了しましたので届け出ます。

記

児 童 生 徒 名 前		保 護 者 名 前	
生 年 月 日	年 月 日	学 年	
児 童 生 徒 住 所	〒 - 鈴鹿市		
通級による指導 の 実 施 校	鈴鹿市立 学校		
通級指導教室の 種 類	通級指導教室		
当初設定した 終 了 年 月 日	年 月 日		

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

専決の承認について

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の設置等に関する条例第 4 条第 2 項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会委員

	名前	団体名等	役職	委嘱期間
1	芦葉 甫	三重弁護士会	弁護士	R6.4.1～ R8.3.31
2	大日方 真史	国立大学法人 三重大学	教授	R6.4.1～ R8.3.31
3	田上 清乃	三重弁護士会	弁護士	R6.4.1～ R8.3.31
4	廣岡 雅子	三重県公認心理師会	公認心理師	R6.4.1～ R8.3.31
5	森永 英子	鈴鹿市保護司会	保護司	R6.4.1～ R8.3.31

※ 5 0 音順

専決の承認について

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例第 4 条第 2 項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員

令和6年4月1日

	名前	所属 役職	性別	委嘱期間
1	ヒロオカ マサコ 廣岡 雅子	三重県公認心理師会	女性	R6.4.1～ R8.3.31
2	ツダ ユミコ 津田 由美子	鈴鹿市幼小中校園長会 鈴鹿市立神戸小学校長	女性	R6.4.1～ R8.3.31
3	ミズノ カツノリ 水野 克則	鈴鹿市自治会連合会 桜島町北 自治会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
4	イワサキ ショウタ 岩崎 翔太	鈴鹿市PTA連合会 研修部副部長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
5	コギシ ノブヒサ 小岸 伸久	鈴鹿警察署 生活安全課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
6	フジイ 藤井 さゆり	民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部長	女性	R6.4.1～ R8.3.31
7	イチカワ ハルミ 市川 春美	人権擁護委員協議会 委員	男性	R6.4.1～ R8.3.31
8	ハマ モト ヒロ ノブ 濱本 浩暢	津地方法務局 人権擁護課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
9	ヨシダ タカヒデ 吉田 崇秀	鈴鹿児童相談所 家庭児童支援課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
10	ゴトウ アキラ 後藤 哲	鈴鹿市スポーツ少年団 副本部長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
11	マサカイ カズタツ 真昌 一竜	鈴鹿市放課後子どもプラン 運営委員会 会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
12	モリカワ カツミ 森川 克美	鈴鹿市青少年育成市民会議 会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
13	タカノ エイコ 高野 栄子	鈴鹿市青少年育成町民会議 連絡協議会 鈴峰地区委員	女性	R6.4.1～ R8.3.31
14	サカザキ シンイチ 坂崎 真一	鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課 課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
15	スズキ ヤスヒト 鈴木 康仁	鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31

学校運営協議会委員の任命について
学校運営協議会委員を次のように任命する。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

学校運営協議会委員
(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 第 2 項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和6年度 学校運営協議会委員名簿

(令和6年4月23日現在)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
学校名	名前 (委員長)	名前 (副委員長)	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前 (校長)
平田野中	佐野 敏彦	伊藤 理恵	篠原 章矩	藤本 尚生	五十嵐 なぎ子	平子 哲子	橋爪 早苗	藤本 英二	宮崎 利香	-	上田 章善
創徳中	池崎 信夫	出水周二	阪田 八千代	南條 隆	橋本克幸	水野善之	五十嵐 博	齊藤 智子	-	-	須藤雅哉
白鳥中	喜多村 芳行	野田 うた子	里見 力	長谷川俊男	山本 勇人	小林 高人	横山 愛子	西村 英	-	-	草川 哲郎
神戸中	兼丸 良政	是枝 徳義	阿部 雅登	植村 昌美	奥田 こずえ	生駒 明子	北村 武	河北 瑞希	白塚山 隆彦	船戸 弘美	片岡 裕明
大木中	中嶋 範生	藤井 さゆり	樋口 比呂磨	水谷 恵子	杉本 五月	太田 寛	山中 泰成	藤田 恭江	小林 綾子	池田 百合	山下 浩一
千代崎中	玉川登美男	吉田 里美	儀賀 吉和	山崎 俊美	岡崎 亮	鈴木 裕子	田畑 雄二	梅林久実子	-	-	樋口 智己
白子中	宮本 佳寿	矢頭 敏明	水野 克則	橋本 洋司	小林 文雄	岩本 維久子	児玉 なほ子	栗原 直子	樋口 亜梨沙	大岩 宣之	三浦 洋子
鼓ヶ浦中	澤内喜代子	杉野 かおり	高橋 洋二	谷 暁子	大杉 淳	川下 正一	今井 俊郎	森川 洋行	喜田 正秋	藤本 裕紀子	羽山 哉美
天栄中	城ノ口 典子	宮崎 一美	杉野 周二	稲垣 宗夫	渥美 親彦	舟橋 智恵子	分部 正仁	辻 有	湯浅 知香	-	岡村 幸則
鈴峰中	山本 信一	高橋 知子	市川 春美	古川 ひろみ	名村 吉子	辻本 双美	松井 優子	高野 栄子	杉山 保夫	森下 千裕	磯部 仁
国 府	中島 幸雄	岸 俊子	打田 利治	宮崎 由美子	伊藤 光春	橋本 研一	平子 哲子	磯田 由佳	宮崎 瑞穂	-	神原 亜矢子
庄 野	加藤 清文	萩 享	仲村 浩二	宮崎 利香	山田 紘子	小倉 由華	荻須 庄太郎	片岡 ひとみ	江口 利香	-	岡崎 智子
加佐登	島田 恒次	岡本 英宏	江藤 久生	江藤 明美	佐藤 美佐	小林 高人	村上 裕子	尾藤 怜奈	黒田 直也	-	山中 喜宏
牧 田	前川 達次	佐野 寛	中井 奈美	山中 あかり	甲斐 隆幸	前川 智子	上村 さゆり	-	-	-	飯尾 征博
清 和	磯部 和生	山本 展久	三関 一成	五十嵐 なぎ子	宇園田 有香	田中 康夫	稲垣 忠宏	中川 久美子	杉山 栄一	鎌田 美智子	小倉 整
石薬師	田中 成美	中口 英治	鎌倉 めぐみ	小原 敏久	多田 愛作	岸江 香代子	實義 幹夫	山口 智子	市川 佳奈	桑原 里美	辻井 康博
白 子	三井 真由美	橋田 つかさ	平田 千尋	森井 貴光	山中 晃	喜田 園子	内山 安司	永田 みちよ	茂理 幹人	池口 正一	奥山 充人
鼓ヶ浦	和田 宏史	佐野 隆夫	内田 信也	谷川 かず子	巻 重雄	福井 ひとみ	半田 清香	伊藤 有利恵	-	-	池畑 直哉
旭が丘	橋本 洋司	東口 裕子	児玉 なほ子	小川 明彦	兵連 恒夫	中瀬 光幸	長谷川 尚子	酒井 綾子	岡崎 恵子	上村 勉	楠田 謙治
桜 島	定金 千佳	栗原 直子	豊田 靖	林 和枝	稲垣 真吾	渡邊 真由実	駒形 京子	水野 克則	小川 友佳子	-	大井 るみ
愛 宕	大橋 高庸	松村 珠美	佐野 康典	東 謙二	小川 英治	湯本 佳光	石井 聖一郎	鈴木 希	米川 小百合	-	浅井 和代
稲 生	樋口 延枝	小林 文雄	水谷 忍	生川 喜代一	飯野 光治	鈴木 圭子	下村 郁子	村山 昌子	門谷 林訪	鈴木 篤人	長谷川 浩
飯 野	新原 正登志	松田 敬子	大久保 幸徳	別所 公代	古市 博信	春岡 亜由美	富永 千明	畑 哲子	東 亜希子	-	石井 孝史
明 生	高井 努	杉田 暁博	喜早 寛	前川 靖	門平 宏	長谷川 恵子	尾崎 明美	佐藤 依里華	石井 奈津美	-	葛西 和巳
河 曲	松林 弘	遠藤 義光	是枝 徳義	兼丸 まり子	安村 美保子	松永 裕道	野田 栄一	杉野 理沙	前嶋 和	藤澤 幸恵	中野 誉
一ノ宮	林 武繁	船戸 弘美	井上 哲雄	犬塚 一行	坂倉 正登	田中 基子	寺田 隆	三浦 健彰	平良 麻衣	中山 志保	山田 晋司
長 太	加藤 元	田名瀬 奈穂美	立松 彦一	濱田 善則	藤井 さゆり	水谷 恵子	森田 貢	橋本 武己	阪本 鉄夫	坂 公子	市川 善浩
箕 田	杉本 直哉	櫻井 真紀	廣田 雅美	宮崎 正雄	杉本 五月	杉本 勝實	矢田 和香子	宮崎 哲郎	小林 綾子	一尾 実香	杉野 美佳
若 松	児島 功	中條 一美	原田 吉次	六田 嘉郎	西城 薫	中川 久子	万代 圭子	西城 彰男	儀賀 博實	-	田辺 浩一
玉 垣	城ノ口 和幸	山崎 俊美	吉田 里美	伊藤 正法	山路 伸一	松山 寛	藤田 満珠美	伊藤 賀文	霜山 朱美	河原 早織	岸原 正治
神 戸	橋本 和馬	中西 尚	福井 雅子	加藤 貞子	瀬口 範子	梅本 裕多加	加藤 貴也	金丸 直司	上谷 鉄木真	阪田 美保	津田 由美子
合 川	分部 正仁	宮崎 奈緒子	國分 昭英	中尾 弘昌	中内 滋	三谷 香	伊藤 京子	渡辺 志保	小坂 和代	丹羽 史人	松浦 洋幸
天 名	宮崎 孝教	宮崎 恵美子	渥美 親彦	市川 文明	伊藤 行輝	宮崎 悦子	吉村 素子	江藤 真治	宮崎 万理子	宮崎 聡子	松本 博
栄	渡邊 正博	伊藤 久美子	大谷 江里子	元 明子	田畑 博美	早川 久喜	中野 裕美子	松澤 佳津子	中條 正一	桐生 満	山中 勝
鈴 西	水野 典子	佐藤 章司	福原 隅雄	伊藤 隆	村山 春樹	筒井 俊行	野田 うた子	瀧本 由衣	館 哲也	田中 伊世	三浦 靖樹
椿	三浦 照明	荒山 哲次	辻本 芳樹	北條 裕人	早川 待子	中村 ちよみ	高橋 勝美	内山 周二	谷村 尚子	今村 一仁	平子 琢也
深伊沢	市川 春美	杉山 保夫	堤 好	松井 優子	石田 喜代子	森田 千峰	近藤 泰典	森川 克美	富井 大輔	安田 拓生	松岡 智香
庄 内	古市 素朗	野崎 由夏子	古川 ひろみ	高見 もと	萩 恵里香	岡田 久美	川北 幸男	藤林 怜	古川 奈津美	-	樋口 裕康
井田川	磯部 敏男	磯部 剛郎	里見 力	磯部 俊秀	佐藤 正宏	麻生 洋一郎	遠藤 喜久子	富尾 文哉	石井 智也	匹田 賢樹	東浦 重人
郡 山	前田 研介	大井 立美	佐野 公彦	松葉 純子	前川 まゆみ	川居 章	城ノ口 典子	太田 たえか	森本 友里子	-	松岡 宏樹

専決の承認について

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則(令和5年鈴鹿市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
幼稚園 の名称	収容定員			幼稚園 の名称	収容定員		
	満3歳 児	満4歳 児	満5歳 児		満3歳 児	満4歳 児	満5歳 児
鈴鹿市 立神戸 幼稚園	略	略	略	鈴鹿市 立神戸 幼稚園	略	略	略
				<u>鈴鹿市 立白子 幼稚園</u>		<u>35人</u>	<u>70人</u>
				<u>鈴鹿市 立稲生 幼稚園</u>		<u>35人</u>	<u>70人</u>
鈴鹿市 立玉垣 幼稚園	略	略	略	鈴鹿市 立玉垣 幼稚園	略	略	略
				<u>鈴鹿市 立加佐 登幼稚 園</u>	<u>35人</u>		
				<u>鈴鹿市 立栄幼 稚園</u>	<u>35人</u>		

略	略	略	略
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

専決の承認について

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則（平成２７年鈴鹿市教育委員会規則第
11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							
別表（第4条関係）							
公印管 理者	種 類	名称	寸法	ひな型	書体	使用区分	個 数
略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼 稚園長	略	略	略	略	略	略	略

旭が丘 幼稚園 長	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	
神戸幼 稚園長	略	略	略	略	略	略	略	

備考 略									

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改 正 前

別表（第4条関係）

公印管 理者	種 類	名 称	寸法	ひな型	書体	使用区分	個 数
略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚 園長	略	略	略	略	略	略	略
加佐登幼 稚園長	職 印	鈴鹿市立加佐登 幼稚園長印	方21	鈴 鹿 市 立 加 佐 登 幼 稚 園 長 印	れい書	公文書用	1
加佐登幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立加佐登 幼稚園之印	方21	鈴 鹿 市 立 加 佐 登 幼 稚 園 之 印	れい書	公文書用	1
加佐登幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立加佐登 幼稚園之印	方45	稚 加 鈴 園 佐 鹿 之 印 幼 市 立	てん書	修了証書用	1
加佐登幼 稚園長	庁 印	鈴鹿市立加佐登 幼稚園割印	長径33 短径14	登 鈴 幼 鹿 稚 市 園 立 割 加 印 佐	てん書	修了証書授 与録用	1

白子幼稚園長	職 印	鈴鹿市立白子幼稚園長	方18	鈴 立 白 子 幼 園 長 鈴 鹿 市	れい書	公文書用	1
白子幼稚園長	庁 印	鈴鹿市立白子幼稚園之印	方24	鈴 立 白 子 幼 園 之 印 鈴 鹿 市 立	れい書	公文書用	1
白子幼稚園長	庁 印	鈴鹿市立白子幼稚園	方44	鈴 立 白 子 幼 園 鈴 鹿 市	れい書	修了証書用	1
旭が丘幼稚園長	略	略	略	略	略	略	略
稲生幼稚園長	職 印	鈴鹿市立稲生幼稚園長印	方20	鈴 立 稲 生 幼 園 長 印 鈴 鹿 市 立	てん書	公文書用	1
稲生幼稚園長	庁 印	鈴鹿市立稲生幼稚園	方15	鈴 立 稲 生 幼 園 鈴 鹿 市	れい書	公文書用	1
稲生幼稚園長	庁 印	鈴鹿市立稲生幼稚園	方45	鈴 立 稲 生 幼 園 鈴 鹿 市	れい書	修了証書用	1
略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園長	略	略	略	略	略	略	略

栄幼稚 園長	職 印	鈴鹿市栄幼稚園 長印	方18	園 栄 鈴 長 幼 鹿 印 稚 市	れい書	公文書用	1
栄幼稚 園長	庁 印	鈴鹿市立栄幼稚 園印	方20	稚 立 鈴 園 栄 鹿 印 幼 市	れい書	公文書用	1
栄幼稚 園長	庁 印	鈴鹿市立栄幼稚 園印	方45	稚 立 鈴 園 栄 鹿 印 幼 市	れい書	修了証書用	1
備考 略							

専決の承認について

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び
納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付
すべき費用の額に関する規程（平成２６年鈴鹿市教育委員会告示第４号）の一部を次
のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改 正 後											
別表（第２条関係）											
施設の名称	使用室 の名称	聴衆席 の面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照 明	便 所	演 壇	椅 子	拡 声 機	弁 士 控 室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
旭が丘幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考											
略											

附 則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

改正前

別表（第2条関係）

施設の名称	使用室 の名称	聴衆席 の面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照 明	便 所	演 壇	椅 子	拡 声 機	弁 士 控 室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
国府幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
加佐登幼稚園	遊戯室	100㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	有	有
白子幼稚園	遊戯室	106㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	有	無
旭が丘幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
稲生幼稚園	遊戯室	126㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	無	無
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
栄幼稚園	遊戯室	86㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	有	有	有	無
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考

略

令和6年4月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年4月23日

鈴鹿市教育委員会

令和5年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について

1 令和5年度鈴鹿市の目標

○成果指標の目標値

- ・月45時間を超える時間外職員の年間延べ人数（小中）を0人
- ・年間360時間を超える時間外職員を0人
- ・1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下
- ・1人当たりの年平均休暇取得を22日

○活動指標の目標値

- ・定時退校日に定時に退校できた職員の割合……90%以上
- ・部活動休養日を実施した割合……………95%以上
- ・会議時間の短縮……………70%以上
(放課後に開催され60分以内に終了する会議の割合)

2 令和5年度の鈴鹿市の結果

(1) 時間外職員の年間延べ人数（小中）

	R5（～2月）	R4	R4 年度比
月80時間超	198人	66人	300%
月45時間超	1513人	1416人	106.8%
年360時間超	362人	399人	90.7%

(2) 時間外労働時間

	R5(～2月)	R4	R4 年度比
小中学校	25.9時間	25.1時間	3.1%増
小学校	23.6時間	24.0時間	2.3%減
中学校	32.9時間	28.4時間	15.8%増

(3) 休暇取得

	R5(～2月)	R4	R4 年度比
小中学校	21.96日	22.44日	0.48日減
小学校	23.33日	24.69日	1.36日減
中学校	20.18日	20.20日	0.02日減

(4) 統一した3項目の取組状況(上・下半期の結果より)

		小学校	中学校
定時退校日の設定	1年間に定時退校日を設定した日数の平均(日)	27.4日	27.7日
	定時退校日の定時に退校できた職員の割合(%)	74.5%	75.6%
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を実施した部活動の割合(%)		96.8%
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均(回)	31.7回	45.5回
	60分以内に終了した会議の割合(%)	63.5%	54.6%

令和6年度 学校における働き方改革の推進

鈴鹿市教育委員会

目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的にを行います。

上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

学校における働き方改革推進のための環境整備等

- 1 教育ICTの推進
 - ・ 校務支援システムを活用した出退勤時間の客観的かつ外形的な把握の推進
 - ・ ICTを活用した有効な授業方法や資料の提供・共有化
 - ・ 会議等のオンライン化による業務削減を検討
- 2 専門家や外部人材の配置
 - ・ **スクールライフサポーター21校(26人)**・**外国人指導助手13校(8人)**
 - ・ スクール・サポート・スタッフ 小中学校40校配置
 - ・ 学習指導員の小中学校への適切な配置
 - ・ **スクールカウンセラー40校(12人)**、**スクールソーシャルワーカー4人配置**
- 3 鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底
 - ・ 始業前又は放課後等活動日の見直しや副顧問等との指導時間のシェア
- 4 時間外の問合せ対応のための留守番電話の設置等の推進
- 5 学校における働き方改革の推進に係る文書の発出

抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

- 1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し
 - ・ 上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
 - ・ 調査・会議・研修会の一層の見直し
 - ・ 各種調査等に係るデータの共有
- 2 県及び市町と学校が一体となった取組
 - ・ 「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の統一3項目の一層の推進
 - ・ 設定した日の定時に退校できた職員の割合**90%以上**を目指す。
 - ・ 部活動休養日を計画通り実施した割合**95%以上**を目指す。
 - ・ 放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合**70%以上**を目指す。
 - ・ 休暇取得促進のための学校閉校日設定の取組の推進(5日)

学校における働き方改革の推進に向けた考え方

- 1 勤務時間について
 - ・ 学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものである。
- 2 教育委員会における上限時間に基づく目標等の設定
 - ・ 年360時間、月45時間を超える時間外労働者を**0人**を目指す。
 - ・ 1人当たりの月平均時間外労働時間を**30時間以下**を目指す。
 - ・ 1人当たりの年平均休暇取得の目標日数**23日**を目指す。
- 3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進
 - ・ 教育委員会は、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることをふまえる。
 - ・ 教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることをふまえる。
 - ・ 教育委員会及び学校は、労使協議の結果をふまえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。
 - ・ 県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせて改革を推進する。
 - ・ 関係者が一体となって取組を推進する。
- 4 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応
 - ・ 月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
 - ・ 労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて臨時的な特別な事情に該当するかを判断する。
- 5 「上限時間」を超えた場合の対応
 - ・ 状況の把握とその状態を解消できるよう業務の削減や、業務の見直しを進めるなどの措置を講じる。
- 6 定期的に検証する場の設定
 - ・ 「上限時間」の遵守の状況について、教委や学校において労使で定期的に検証する。

中学生ピロリ菌検査実施について

学校教育課

1 経緯

令和4年11月、鈴鹿市医師会から市内中学生にピロリ菌検査を実施したいとの要望があり、医師会を中心に検討委員会が立ち上がる。令和6年3月までに計6回開催され、本市での実施に向け、市長部局（健康づくり課、地域医療推進課）、教育委員会事務局、鈴鹿市医師会が見解を持ち寄り検討が進められた。令和6年3月の検討委員会にて、令和6年9月の実施に向け、中学校や薬剤師会の協力を得ること、実施方法、スケジュール等が確認された。

2 本市における中学生ピロリ菌検査について

子どもたちの将来及び次世代の胃がん発症リスクを低減し、他のピロリ菌感染関連疾病（慢性萎縮性胃炎、胃十二指腸潰瘍など）の早期診断・予防を目的に、市内中学2年生の内、保護者の同意が得られた希望者にピロリ菌検査を実施する。検査費用は2次検査まで市が負担する。（除菌等、治療費の助成はなし）

3 今後の予定

時 期	ピロリ菌検査の流れ	関係機関等
令和6年5月	・中学校長会にて検査実施について説明	市、医師会、 市教委、中学校
令和6年7月	・保護者宛通知送付（受検意向確認）	市、薬剤師会
令和6年8月中旬	・検査希望者宅へ検査キット送付	市、薬剤師会
令和6年9月	・2次検査実施医療機関調査	市、医師会
令和6年9月中旬	・1次検査（回収：中学校2回、保健センター1回）	中学校、薬剤師会
令和6年10月	・1次検査結果及び陽性者への2次検査案内送付	市、薬剤師会
令和6年11月	・2次検査実施及び検査結果説明（指定医療機関）	市、医師会

令和6年度 実行計画

社会教育の目指す姿 「人と文化を育み、心豊かに過ごしていること」

市民のニーズにあわせた生涯学習の推進

1 市民が生涯にわたり主体的に学習活動に取り組めるよう、学習情報や学習機会の提供をする。

- ①学官連携による専門的な学習事業に加え、外部(地域社会の人材)からの講師を招き、多彩なジャンルの講座を展開し、市民のニーズを探りながら、幅広く学習機会を提供する。
- ②20歳で構成する実行委員会の企画運営による「二十歳のつどい」を実施し、主体性を育む。
- ③社会教育関係団体を支援し、地域の学習環境の充実を図る。
- ④子どもたちを社会全体で心豊かに育む環境づくりを推進するため、放課後子ども教室・土曜体験学習を開校する。
- ⑤PTA 家庭教育学級や公民館の乳幼児教室等において、保護者同士の交流や、家庭教育の悩みなどを話し合う、訪問型ワークショップを実施する。

指標：市が主催する生涯学習事業への参加者数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	3,500 人	4,000 人	4,500 人	5,000 人
実績値	3,425 人				

公民館の充実と適切な管理運営

3 地域住民のニーズに応える様々な講座や教室、サークル活動を通じ、学びと交流の拠点として、地域の活性化に貢献する。

- ①子どもから高齢者まで、あらゆる世代が参加でき様々な講座や教室の充実を図る。
- ②地域住民が自主的に行うサークル活動や文化祭等の場を提供し、地域の活性化を図る。
- ③ニーズに合わせた公民館施設の役割やあり方を見直し、計画的な維持管理を進め、施設の長寿命化を図る。

指標：公民館などで行っている学習活動への参加者数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	279,000 人	279,000 人	279,000 人	279,000 人
実績値	188,000 人				

図書館等サービスによる読書活動の充実

2 市民が読書に魅力を感じ、知識や教養を深められるよう、貸出、複写、レファレンスといった図書館サービスの充実を図ります。

- ①図書館サービスに当たっては、利用者の課題解決の支援を図るため、次世代に継承する資料等、多様な情報資料を蓄積し、迅速な図書の照会や検索(レファレンス)を行う。
- ②多様化するニーズへの対応として、幅広くアンケートを実施し、意見集約した取組等により、図書館サービスの充実を図る。
- ③乳幼児(初めて本に触れる年代への本の紹介)から高齢者までのあらゆる年齢層、情報が不足する外国人、障がい者などへの来館可能となるサービスを充実させ、誰もが読書に親しめる場を提供する。
- ④図書館司書を通して学校図書館と連携し、若年層の読書離れを抑制する取組を行う。
- ⑤利用者の増加に向けて、デジタル技術を活用して図書館(江島分館含む)の利用案内や来館を促すイベント、展示などのPRのほか、利用環境の整備に向けた取組を進める。
- ⑥子どもの読書活動に当たっては、国・県が取り組む計画に合わせて、不読率の低減や、多様な子どもたちの読書機会の確保、子どもの視点に立った読書活動の推進等に取り組む。(対象年齢0歳～18歳)
- ⑦家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で全ての子どもが読書活動の恩恵を受けられるようにするため、主体的な学びや読書への興味関心を促すための取り組みを展開する。

指標：図書貸出カード登録者の割合

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	24.2%	26.2%	28.2%	30.0%
実績値	20.2%				



※指標と目標値は、「鈴鹿市総合計画 2031」と同じものを用いています。

文化財の調査と保存

4 適正な文化財保護につなげるため、文化財の指定、登録等の追加指定、環境整備の実施、保存に関する周知をする。

- ①文化財の指定、登録について所有者からの申請があった場合には、法令に沿って適正な調査等の手続きを行う。
- ②文化財所有者及び管理者との連携を図り、長期的な保存に向けた管理を進める。
- ③文化財の適切な保存のため、環境整備を行う。
- ④文化財の指定や保存のため、鈴鹿市文化財調査会をはじめとする専門性のある各種協議会等との連携を図る。
- ⑤史跡等の規模や構造を明らかにするための調査を行い、文化財の保存を図る。
- ⑥開発行為等に伴う市内遺跡の調査を行い、文化財の保存を図る。

指標：文化財の保護措置件数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	45件	46件	47件	48件
実績値	44件				

文化財の公開と活用

5 文化財を地域のまちおこしや観光等に広く活用できるよう、文化財に触れる機会を創出する記念館、資料館、博物館等の公開及び啓発事業の充実を図る。

- ①各記念館・資料館や博物館で開催する企画展等について、魅力ある展示内容の充実を図る。
- ②考古博物館や隣接する歴史公園を活用し、子どもたちが参加できるイベントの開催を行う。
- ③来館者の増加を図るため、SNS などの多様な媒体を活用し、各記念館・資料館や考古博物館の情報発信を行う。
- ④市が保管する郷土資料のデータベース化作業を進め、資料の公開を行う。
- ⑤埋蔵文化財について、ウェブサイト上での情報発信を行い、広く市民が利用しやすい環境整備を図る。

指標：郷土資料・博物館資料等公開施設の来館者数及び啓発事業などへの参加者数(年間)

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	-	24,700 人	28,400 人	32,000 人	32,500 人
実績値	21,005 人				



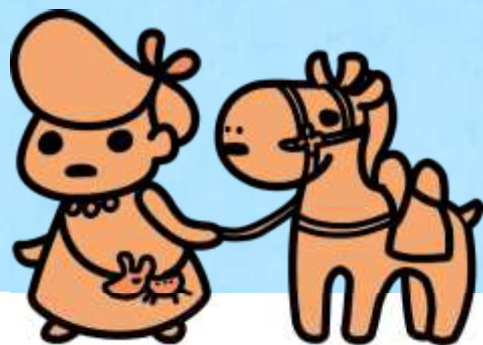
ゴールデン
ウィーク

子ども体験博物館 2024

とき 4 / 27 (土) ~ 29 (月)
5 / 3 (金) ~ 6 (月)

ところ 鈴鹿市考古博物館

内容については裏面をご覧ください



〒513-0013 三重県鈴鹿市国分町 224

TEL : 059-374-1994 FAX : 059-374-0986

E-mail : kokohakubutsukan@city.suzuka.lg.jp URL : <https://www.city.suzuka.lg.jp/kouko/>



鈴鹿市考古博物館

Suzuka Municipal Museum of Archaeology

HP



X



Facebook



ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024

◆特別展示（4月23日(火)から先行展示）

五月人形を解説付きで展示（榊ヒロモリ協賛）

※速報展「発掘された鈴鹿2023」も開催中！（6/16(日)まで）

◆体験講座（中学生以下対象 勾玉作りのみどなたでも参加できます）

※小学3年生以下の参加者は保護者（高校生以上）の付添人が必要です。（付添人の同時参加は可）

【毎日開催】

講座名	開始時間	所要時間	定員	体験料	申込方法
勾玉作り (白・黒・ピンク)	①10:00 ②14:00	約90分	各回12席 (1席4人まで)	300円	★
火起こし体験 (悪天候時は缶バッチ作りに変更)	① 9:30~11:30 ②13:30~15:30	約30分	各回3席 (入替制)	150円	☆

【日替わり開催】

開催日	講座名	開始時間	所要時間	定員	体験料	申込方法
4/27(土)	古墳模型作り	① 9:30 ②13:30	約120分	各回6人	500円	★
4/28(日)	アート体験 (レジン・消しゴムはんこ ・ストーンアートなど)	① 9:30 ②11:00 ③13:30 ④15:00	約60分	各回16人	400円	★
4/29(月)	うおーたーぶにぷに	① 9:30~11:30 ②13:30~16:00	約15分	各回16人 (入替制)	500円	☆
5/3(金)	ネイチャーゲーム ネイチャークラフト	① 9:30 ②11:00 ③13:30 ④15:00	約60分	各回16人	300円	★
5/4(土)	糸掛曼荼羅	① 9:30 ②11:00 ③13:30 ④15:00	約60分	各回10人	400円	★
5/5(日)	草木染 (悪天候時は中止)	① 9:30 ②13:30	約120分	各回10人	500円	★
5/6(月)	凧作り	① 9:30~11:00 ②13:30~15:00	約60分	各回10席 (入替制)	200円	☆

○申込方法について

★：事前予約制 4/20(土)から電話・博物館窓口にて先着順で受付します。（受付時間9:00~17:00）

※休館日（4/22(月)・30(火)）は除く。当日空席がある場合は先着順で受付します。

☆：当日受付制 当日、博物館窓口にて先着順で受付します。

体験講座の内容については、鈴鹿市考古博物館ホームページをご覧ください。

ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024 体験内容

(イメージ画像のため、実際の体験内容とは作品の色、形状、サイズ等が異なる場合があります。)

●勾玉作り

滑石をサンドペーパーで削って勾玉を作ります。通常の白、限定カラーの黒・ピンクが選べます。



●火起こし体験

伊勢神宮発祥の「まい切り式」の火起こしを体験します。※悪天候時は缶バッジ作りに変更します。



●古墳模型作り

古墳について学習し、市内にある古墳の立体模型を作ります。
※刃物（デザインカッター）を使用するため高学年向きです。



●アート体験

レジン・消しゴムはんこ・ストーンアートなど複数の工作体験ができます。



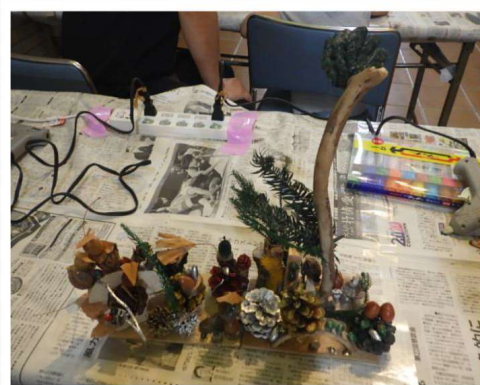
●うおーたーぶにぷに

天然由来の「ぷにぷに液」を型に流し固めてつくるメイキングトイです。
※勾玉作りなどが難しい小さなお子様におすすめです。



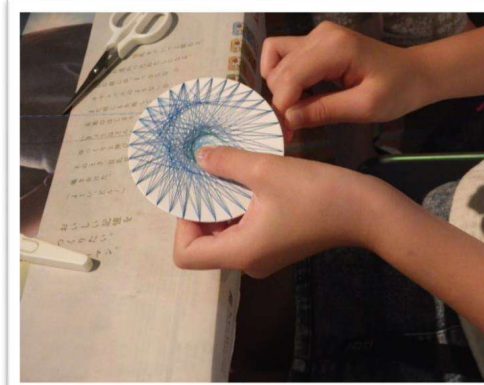
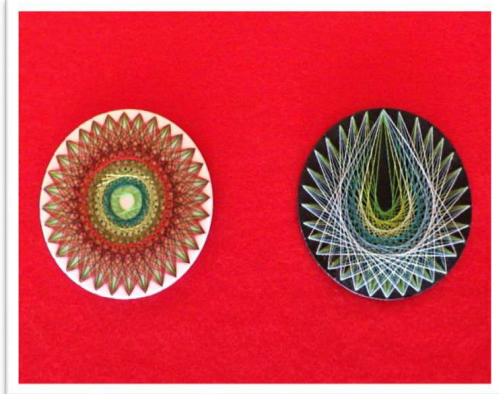
●ネイチャーゲーム・ネイチャークラフト

ゲーム形式で自然とふれあい、ドングリなど自然のものを使って工作をします。
詳しくは「日本シェアリングネイチャー協会」のサイトをご覧ください。



●糸掛曼荼羅

規則的に糸を掛けて、曼荼羅模様のコースターを作ります。



●草木染

草木染の歴史や方法を学習し、実際に染め物を体験します。※悪天候時は中止となる場合があります。



●凧作り

凧を作ってあげてみよう！
史跡伊勢国分寺跡歴史公園は、凧あげに絶好のロケーションです。



「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定（改定）について

子ども政策課
子ども育成課

1 改定の経緯

現在の方針は令和2年時点のものであり、国の情勢の変化や、利用者の推計と実績に乖離が生じています。公私立を併せ適切な量の就学前施設を確保することは市の責務であり、幼児教育・保育ニーズの多様化や国の新たな制度への対応も求められていることから、方針の改定により、公立の就学前施設の役割を検証し、公民連携の手法も検討しながら、老朽化が進んだ施設の計画的な整備を図ってまいります。

2 主な改定内容

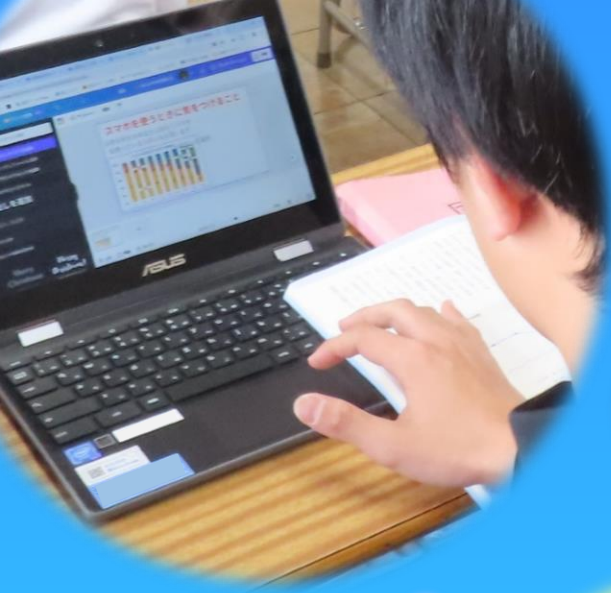
- ・ 変化するニーズや新たな制度に対応するための、公立の施設が担うべき役割の検証
- ・ 利用者の減少に伴う施設再編を盛り込んだ項目
- ・ 公民連携も視野に入れた施設整備・運営方法の検討
- ・ 老朽化が進む施設における適切な整備計画

3 改定後の方針の開始時期 令和6年10月

4 改定プロセスについて

鈴鹿市子ども・子育て会議において部会を設置して、改定内容等について検討・協議を行います。

部会委員の構成は、学識経験者1名、教育・保育の関係者2名、市民・保護者等の関係者2名、福祉施設関係者1名とします。



令和6年度 実行計画

鈴鹿市教育振興基本計画



鈴鹿市／鈴鹿市教育委員会

目次

1	はじめに	1
2	取組内容一覧	2
3	取組内容	
【1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成】		
(1)	1-1 学力向上	3
(2)	1-2 教育D Xの推進	4
(3)	1-3 英語教育	5
(4)	1-4 読書活動	6
(5)	1-5 就学前からの一貫した学びの充実	7
(6)	1-6 キャリア教育及び主権者教育	8
(7)	1-7 自ら学ぶ子どもの育成	9
【2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成】		
(8)	2-1 不登校対策	10
(9)	2-2 いじめ防止対策	11
(10)	2-3 生徒指導	12
(11)	2-4 人権教育	13
(12)	2-5 特別支援教育	14
(13)	2-6 日本語教育及び多文化共生教育	15
(14)	2-7 道徳教育	16
【3 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成】		
(15)	3-1 心身の健康と食に関する教育	17
(16)	3-2 文化・芸術活動	18
(17)	3-3 安全・安心で安定的な学校給食の提供	19
【4 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進】		
(18)	4-1 休日の部活動地域移行	20
(19)	4-2 地域とともにある学校づくり	21
(20)	4-3 安全・安心の学校づくり	22
(21)	4-4 郷土教育及び環境教育	23
【5 学校環境の整備・充実】		
(22)	5-1 学校規模の適正化	24
(23)	5-2 施設等の環境整備	25

1 はじめに

(1) 実行計画

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、鈴鹿市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を令和6年4月に策定しました。この基本計画では、「めざす子どもの姿」を実現させるため、基本理念のもと3つの基本目標を設定し、その目標の具現化のために、子どもと地域のあるべき姿として、5つの施策の基本的方向を設定しています。

基本計画の実行計画は、5つの施策の基本的方向の下、実施される各基本事業の取組に係る単年度の行動計画をまとめたものです。

(2) 基本計画の進行管理

基本計画を効果的に推進し、継続的な改善を図るために、「めざす姿」と活動指標（または成果指標）を設定し、計画・実行・確認・改善のサイクルを繰り返しながら、事業の振り返りや見直しを図り、より実効性が担保できるようにします。具体的には、実行計画に沿った活動結果を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に基づき、進行管理を行い、学識経験者による評価を経て市議会や市民へ公表します。

PDCAサイクル

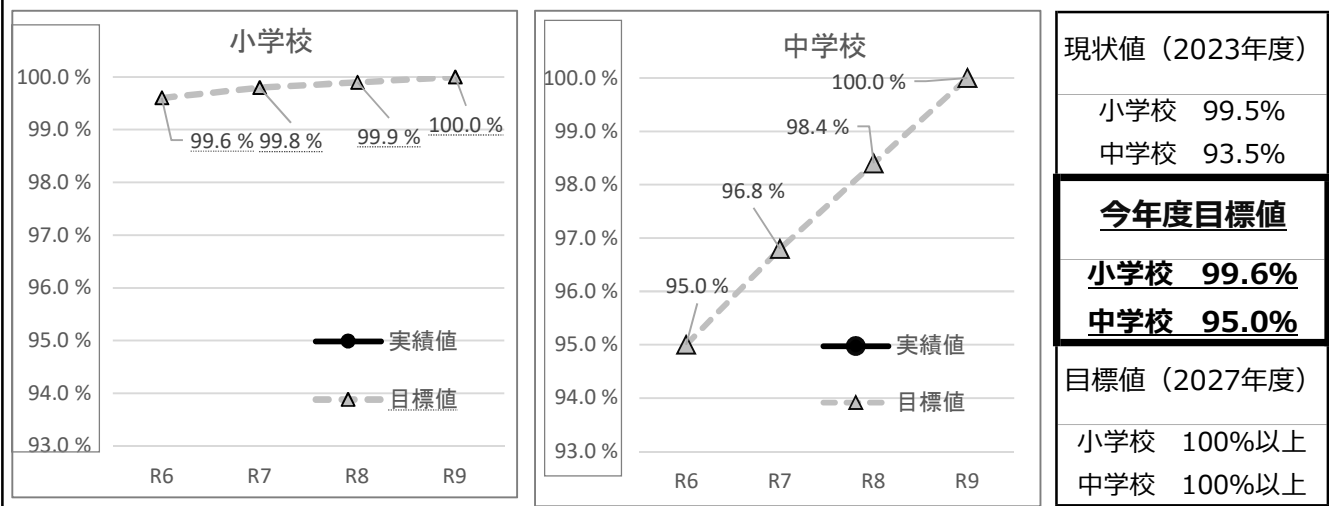


2 取組内容一覧

No.	基本事業	取組内容	指標	現状値	令和6年度 目標値	令和9年度 目標値	担当課
1	1-1 学力向上	①「授業力UP5★」を活用した授業改善 ②ICTを活用した学びの促進 ③読解力の育成に向けた取組 ④学力向上プロジェクト会議を通した市内共通取組の推進	全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校 99.5% 中学校 93.5%	小学校 99.6% 中学校 95.0%	小学校 100%以上 中学校 100%以上	教育指導課
2	1-2 教育DXの推進	①情報活用能力の育成 ②情報モラル教育の充実 ③ICT活用推進プロジェクト会議による組織的推進体制の構築	「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用したか」という問いに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	31.0%	48.3%	100.0%	教育指導課 教育支援課 教育政策課
3	1-3 英語教育	①「CAN－DORIST」を踏まえた英語教育の推進 ②ICTを活用した新たな学びの創造 ③外国語指導助手の活用	中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当（英検3級など）以上を達成した中学生の割合【英語教育実施状況調査】	26.5%	32.4%	50.0%	教育指導課
4	1-4 読書活動	①不読率の低減 ②デジタル社会に対応した読書環境の整備 ③多様な子どもたちの読書機会の確保 ④子どもの視点に立った読書活動の推進 ⑤鈴鹿市立図書館との連携	「読書は好きか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	小学校 69.7% 中学校 61.1%	小学校 70.0% 中学校 62.0%	小学校 71.0% 中学校 65.0%	教育指導課
5	1-5 就学前からの一貫した学びの充実	①円滑な接続のための連携の強化 ②子どもたち同士の交流の促進 ③小中一貫教育の実践 ④教職員同士の交流や研修体制づくりの推進 ⑤幼稚園・保育所の連携	「近隣の校種の違う学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったか」という問いに「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した学校の割合【学校質問紙】	80.0%	82.5%	87.5%	教育指導課
6	1-6 キャリア教育及び主権者教育	①キャリア教育の充実 ②主権者教育の充実	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	72.1%	74.1%	80.0%	教育指導課 教育支援課
7	1-7 自ら学ぶ子どもの育成	①子どもが自ら学ぶとする学習の創造	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	78.1%	81.0%	90.0%	教育指導課
8	2-1 不登校対策	①学校支援体制の充実 ②安心できる学び場づくり ③教育支援センターの運営 ④関係機関との連携	全国の長期欠席人数の割合を100とした時の鈴鹿市の長期欠席人数の割合の値【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】	122	120	100未満	教育支援課
9	2-2 いじめ防止対策	①いじめ防止の推進 ②早期発見、早期対応 ③相談体制の充実	「いじめをしない・させないよう、友だちとともに考え、行動しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	88.0%	89.2%	93.0%	教育支援課
10	2-3 生徒指導	①組織的な生徒指導体制づくり ②児童生徒による主体的な取組 ③関係機関などとの連携	「学校やクラスのルールやきまりを理解し守ることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	92.8%	93.6%	96.0%	教育支援課
11	2-4 人権教育	①学校・園における人権教育の推進 ②鈴鹿市人権教育センターを拠点とした人権教育の推進	「差別をなくすために何かできることをしたいか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	90.7%	91.6%	94.0%	教育支援課
12	2-5 特別支援教育	①途切れない支援体制の充実 ②通級による指導の充実 ③特別支援教育プロジェクト会議による方向性の検討 ④特別支援学校や関係機関と連携した教育	全児童生徒において、個別の指導計画を作成している児童生徒の割合【三重県独自調査】	7.3%	8.5%	12.0%	教育指導課
13	2-6 日本語教育及び多文化共生教育	①日本語教育支援体制の充実 ②一人ひとりに応じた適応支援 ③多文化共生に関わる授業づくり ④外国人児童生徒の就学支援・キャリア教育の充実	「多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	84.5%	85.9%	90.0%	教育支援課
14	2-7 道德教育	①道德科の授業改善 ②学校教育活動全体を通じた道德教育の推進	「道德の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	82.6%	83.7%	87.0%	教育指導課
15	3-1 心身の健康と食に関する教育	①日常的な体育活動の推進 ②健康課題を解決するための取組の推進 ③食育の推進	運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	86.4%	87.3%	90.0%	教育指導課 学校教育課
16	3-2 文化・芸術活動	①芸術活動の推進 ②「未来応援人」の活用推進 ③ICTを活用した文化・芸術教育の充実	「未来応援人」を活用した学校の割合	67.5%	80.0%	85.0%	教育指導課
17	3-3 安全・安心で安定的な学校給食の提供	①安全・安心な学校給食の提供 ②給食調理施設・設備の適切な維持管理等の推進 ③学校給食を通じた地域貢献と食への関心の醸成	中学校給食における副菜の残菜率	11.6%	10.7%	8.0%	教育総務課
18	4-1 休日の部活動地域移行	①地域移行に向けた調査研究 ②モデル事業の実施 ③体制の構築	休日の部活動地域移行実施率（全部活動のうち、休日の移行ができた部活動の割合）【独自調査】	0.0%	46.6%	100.0%	教育指導課
19	4-2 地域とともにある学校づくり	①「協働型」コミュニティ・スクールの活性化 ②コミュニティ・スクールの推進 ③地域とともにある学校づくり	「学校と地域が連携した取組が行われているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した保護者の割合【学校アンケート（保護者）】	86.3%	87.9%	93.0%	教育支援課
20	4-3 安全・安心の学校づくり	①交通安全、防犯、防災・減災教育の充実 ②家庭、地域及び関係機関などと連携した安全確保の推進 ③通学路の安全確保	「危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	93.1%	93.8%	96.0%	教育支援課 教育指導課
21	4-4 郷土教育及び環境教育	①地域人材や社会教育施設等を活用した地域学習 ②地域教材の開発と活用	「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	51.2%	55.9%	70.0%	教育指導課
22	5-1 学校規模の適正化	①学校規模適正化・適正配置の検討 ②学校再編計画の策定 ③小中一貫教育に適した学校施設の在り方の検討	再編計画の策定数	1	1	2	教育政策課
23	5-2 施設等の環境整備	①学校施設等の整備と適切な維持管理 ②屋内運動場の空調設備の設置推進 ③トイレの洋式化の推進	屋内運動場に空調設備を設置した学校の割合	7.5%	52.5%	100.0%	教育政策課 教育総務課

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1 - 1 学力向上
指標	全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合【全国学力・学習状況調査】

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 学習指導要領がめざす資質・能力の育成に向け、授業改善のための5つの視点（授業力UP 5★）を取り入れた授業改善の取組を一層推進します。そのため、指導教諭等を活用した「授業改善研修会」を開催し、モデル授業を行い、めざす授業の具現化を図ります。また、児童生徒の1人1台端末の活用促進を通して「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図るために、「授業力UP 5★」を見直し、市内全校に周知します。
 - 読解力向上を図るため、令和5年度「本を読もう！読書活動推進事業」において実施した、モデル校における学校図書館を活用した授業実践（小学校）を市内の全小学校に展開するとともに、中学校においても同様の取組を取り入れた授業を実施します。また、「読む・書くワークシート」及び「よむ・YOMUワークシート」に市全体で取り組み、活用方法の好事例を発信します。
 - これまでの教育で培ったものとICTの最適な組合せを取り入れることにより、市全体の学力向上を推進します。そのために、年3回のプロジェクト会議を開催し、市全体の学力向上に向けた方針及び共通取組を協議するとともに、成果や課題を市全体に還元します。
 - 学力向上支援員を活用し、経験年数の浅い教員の指導力向上をめざすとともに、若手教員同士が学び合うことができる体制を整備します。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画										
2027年度目標値達成に向けて、現状値からの差で小学校は目標値を99.6%、中学校は95.0%とそれぞれ設定した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実行計画番号</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12102</td><td>教育研究推進支援事業</td></tr> <tr> <td>12104</td><td>学力向上支援事業</td></tr> <tr> <td>12106</td><td>小学校教育推進事業</td></tr> <tr> <td>12108</td><td>中学校教育推進事業</td></tr> </tbody> </table>	実行計画番号	事業名	12102	教育研究推進支援事業	12104	学力向上支援事業	12106	小学校教育推進事業	12108	中学校教育推進事業
実行計画番号	事業名										
12102	教育研究推進支援事業										
12104	学力向上支援事業										
12106	小学校教育推進事業										
12108	中学校教育推進事業										

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1 - 2 教育DXの推進
指標	「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用したか」という問いに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1指標の目標等

100 %

90 %

80 %

70 %

60 %

50 %

40 %

30 %

R6

R7

R8

R9

実績値

目標値

48.3

65.5

82.8

100

現状値（2023年度）

31.0%

今年度目標値

48.3%

目標値（2027年度）

100%

2今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●授業改善に向けて「鈴鹿市版 情報活用能力体系表」の見直しを行います。

●授業における端末活用の量から質へのより一層の転換を図るため、指導主事が市内全小中学校に訪問し、情報教育推進担当者や学力向上担当者と面談を行うとともに、ICT活用も含めた子ども主体の授業が展開できるよう、各校ごとに教職員研修を行います。

●教職員がICT教育先進地を視察できるよう情報提供を積極的に行うとともに、市内におけるICT教育に係る公開授業への参加を促します。

●ICT教育に係る中学校区の連携をさらに強化するために、定期的な担当者会を開催します。

●デジタル技術を活用した校務DX化を進めるために、教育委員会が運営するウェブサイトを活用しながら、働き方改革及びデジタル教材に係る情報発信を行います。

●児童生徒の適切な端末利用及び情報モラル教育の充実を図るため、発達段階に応じた出前授業等を行います。

●デジタル教科書の効果的な活用方法等について、好事例を担当者会等で周知します。

◆今年度目標値の設定根拠

年間17.25ポイント増を目標とすることで、令和9年度の目標値である100%を達成する設定を行った。

3関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号

事業名

12104

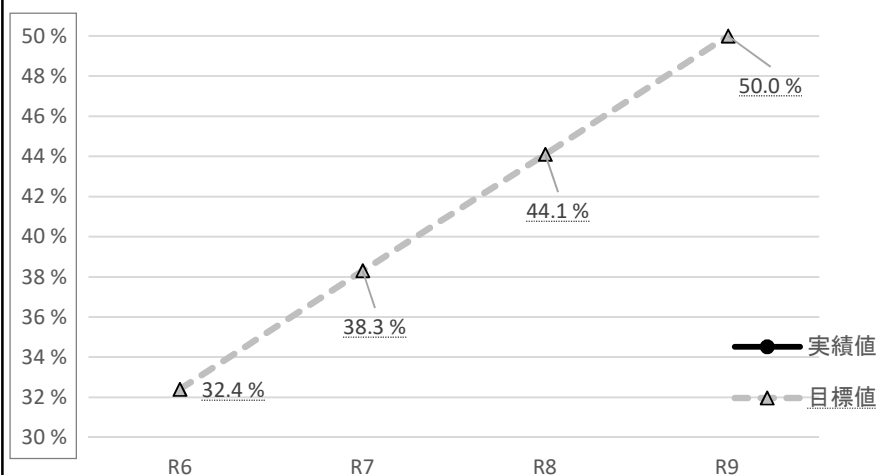
学力向上支援事業

12151

教育情報化推進事業

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－3 英語教育
指標	中学校卒業段階でＣＥＦＲ（セファール）のＡ１レベル相当（英検３級など）以上を達成した中学生の割合【英語教育実施状況調査】

1 指標の目標等



現状値（2023年度）

26.5%

今年度目標値

32.4%

目標値（2027年度）

50.0%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 言語活動を充実させた授業づくりを進めるために、児童生徒の達成状況を把握し、「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を踏まえた、各種パフォーマンステスト（面接・エッセー・スピーチ等）を適切に実施します。
- 「英語によるコミュニケーション」中心の学習を行うため、外国語指導助手（ALT）を効果的に活用し、児童生徒に「生きた英語」を提供するとともに、日常的に即興で伝え合う活動を実施します。また、従来の紙の教科書と併用した学習者用デジタル教科書の活用及び学校外とのオンラインによる遠隔交流を実施します。
- 英語教育の充実に向けた授業改善を推進するため、「英語教育担当者会」を活用し、小中連携に係る中学校区ごとの先進的な取組の発信やモデル授業の公開などを行います。
- 外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成をめざして、天栄中学校区において、国際化教育指導員を活用し、授業外でも日常的に英語に触れる機会を確保します。

◆今年度目標値の設定根拠

現状値と目標値の差を踏まえて、年間およそ5.9ポイントずつの増加をめざして設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

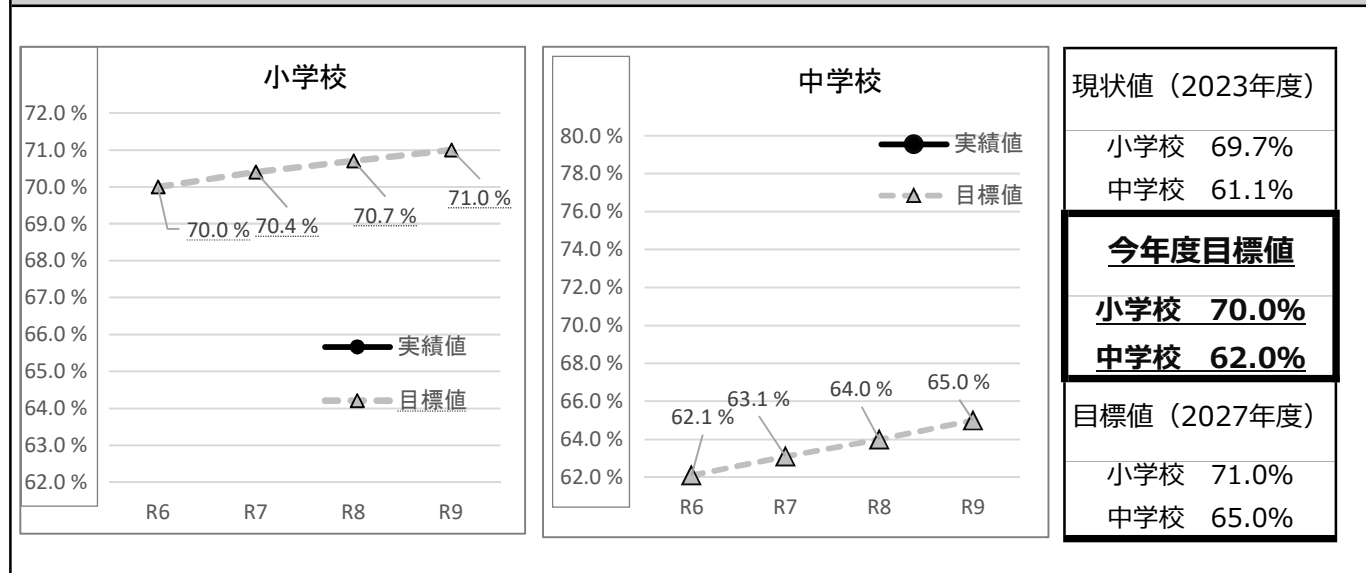
実行計画番号 事業名

12101

国際化教育推進事業

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－4 読書活動
指標	「読書は好きか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1 指標の目標等



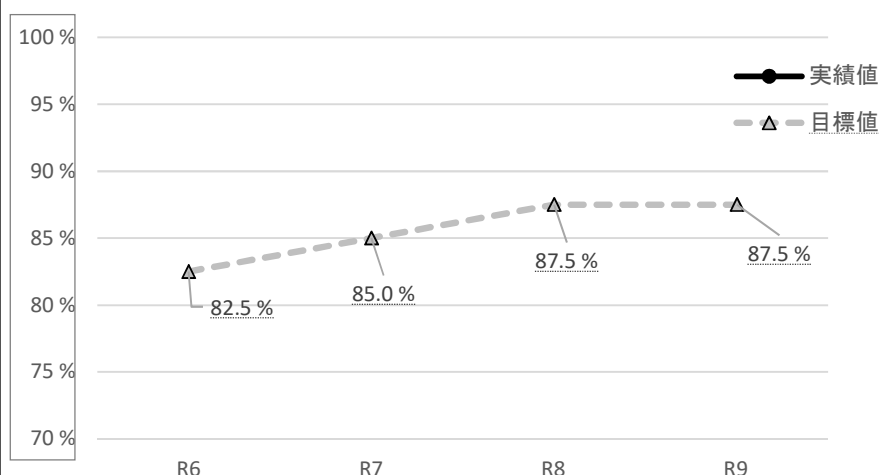
2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 小学校においては、令和5年度「本を読もう！読書活動推進事業」の取組の中で実施した、学校図書館を活用した授業を市内全小中学校に拡充し、実施していくことで、不読率の低減を図ります。
 - 中学校では、電子書籍の導入に伴い、多様な子どもたちに対する読書機会の確保を進めます。
 - 鈴鹿市立図書館と共にイベントを企画したり、連携を図ったりすることで、子どもたちが図書館や本をより身近に感じられるように取組を進めます。
 - 子どもたちが自ら本を読みたいと思える学校図書館にするため、市内及び他県市町の好事例を発信し、担当教員への助言を行います。
 - 「第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」に則り、鈴鹿市推薦図書リストを更新します。
 - 学校図書館巡回指導員を学級数に応じて派遣し、全小中学校の学校図書館の環境整備を行うとともに、児童生徒の読書意欲の向上を図るために読み聞かせ等を行います。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画						
2027年度目標達成に向けて、現状値からの差で、目標値を設定した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実行計画番号</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12103</td><td>学校図書館巡回指導事業</td></tr> <tr> <td>12105</td><td>読書活動推進事業</td></tr> </tbody> </table>	実行計画番号	事業名	12103	学校図書館巡回指導事業	12105	読書活動推進事業
実行計画番号	事業名						
12103	学校図書館巡回指導事業						
12105	読書活動推進事業						

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1 - 5 就学前からの一貫した学びの充実
指標	「近隣等の校種の違う学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったか」という問いに「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した学校の割合【学校質問紙】

1 指標の目標等



現状値（2023年度）

80.0%

今年度目標値

82.5%

目標値（2027年度）

87.5%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 円滑な接続に向けて連携強化を図るために、小学校高学年における一部教科担任制及び中学校から小学校への乗り入れ授業の実施、児童と園児との交流等を行います。
- 子どもの姿や課題、取組等を共有しながら研修体制づくりを進め、教育の質的向上を図るために、中学校区を基本とした校区の幼稚園・小学校・中学校において、各種研修会や会議等を実施します。また、小学校との円滑な接続につなげるため、幼稚園においては、保育所との研修を実施します。
- 中学校区を中心として、小中一貫教育の実践を進めます。天栄中学校区では、各小学校の特徴を活かした「小中一貫教育ビジョン」を作成します。
- 幼稚園においては、隣接する小学校との交流活動をはじめ、これまでに実践してきた小学校等との活動を再整理し、幼小の学びをつなぐ取組を進めたり、「幼保小の架け橋プログラム」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」等の観点を踏まえ、授業や保育を参観したりします。

◆今年度目標値の設定根拠

2027年度の目標値87.5%の達成に向け、年度毎の目標値をおよそ1校ずつ増（2.5ポイント）と設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12102	教育研究推進支援事業

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－6 キャリア教育及び主権者教育
指標	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1 指標の目標等

82 %

80 %

78 %

76 %

74 %

72 %

70 %

R6

R7

R8

R9

74.1 %

76.1 %

78.0 %

80.0 %

● 実績値

▲ 目標値

現状値（2023年度）

72.1%

今年度目標値

74.1%

目標値（2027年度）

80.0%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●中学校では、職場体験学習を全校で実施し、望ましい勤労観や職業観の育成を図ります。

●主体的に自らの進路を選択決定できるよう、鈴鹿市版キャリアパスポートの活用を促進します。

●社会科や総合的な学習の時間を中心に、地域の諸課題について考える学習を充実します。

●選挙管理委員会事務局や議会事務局と連携を図り、模擬選挙や議場見学等の体験的活動を積極的に行き入れる等、市政の仕組みや議会等の活動に関心を高める活動の充実を図ります。

●主権者教育の充実に向けて、市独自の教材の内容の見直しを図るとともに、児童生徒の端末から自由にアクセスすることができるよう、教材のデジタル化に向けた取組を推進します。

◆今年度目標値の設定根拠

2027年度の目標値を80.0%に設定し、4年間でおよそ2ポイントずつの増加を目指す。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号

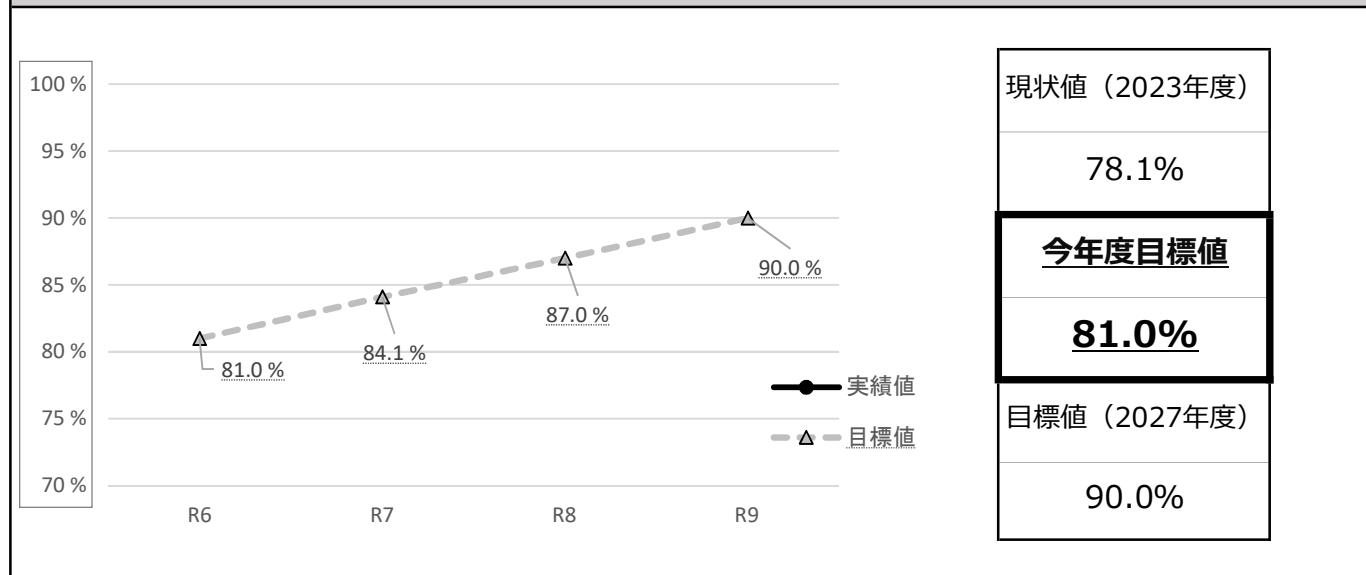
事業名

12109

生徒指導活動等事業

施策の 基本的方向	1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－7 自ら学ぶ子どもの育成
指標	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1 指標の目標等



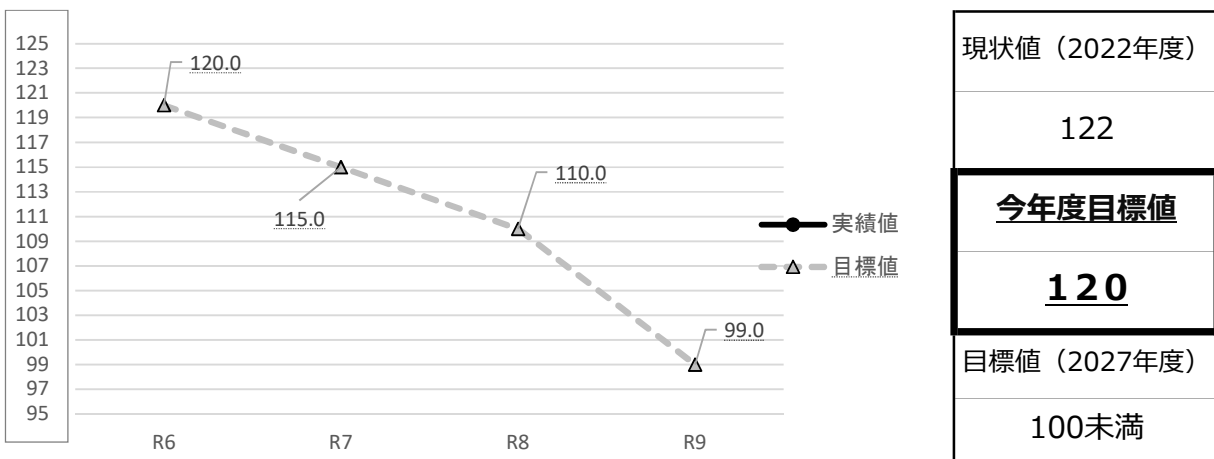
2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 子どもが主体的に学ぼうとする学習の実現に向けて、教員の授業観の転換を図るために、「校内研修の進め方（教育指導課作成資料）」を活用した、各校園における校園内研修及びOJTの活性化や、学力向上支援員・指導主事・指導教諭による指導・助言等を行います。
 - 教科等横断的な学習や探究的な学習に係る市内等の先進的な取組について、研修講座、担当者会、たより及びサイトをととして、市内全教職員に発信・共有します。
 - 教職員の資質・能力の向上をめざして、経験年数や職種に応じた研修及び今日的教育課題に対応した研修を実施します。また、教職員が学びやすい環境整備のために、従来の集合型研修に加え、オンライン研修、ハイブリッド型研修、動画視聴型研修を併用して実施します。
 - 教職員のICT活用指導力向上に向けて、ICTの効果的な活用例を担当者会や学校訪問で提供します。
 - 鈴鹿市がめざす教育の在り方を模索するため、研究委託を行います。
令和6年度発表校園（二年度）：旭が丘幼稚園、牧田小学校、椿小学校、千代崎中学校
令和7年度発表校（一年次）：石薬師小学校、愛宕小学校、大木中学校

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画
2027年度目標値達成に向けて、現状値からの差で、1年でおよそ3ポイント増をめざして目標値を設定した。	実行計画番号 事業名
	12104 学力向上支援事業

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2-1 不登校対策
指標	全国の長期欠席人数の割合を100とした時の鈴鹿市の長期欠席人数の割合の値【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 不登校支援担当者会を開催するとともに、スクールライフサポーターや不登校対策教育支援員、不登校支援アドバイザーなどを学校に派遣し、学校における長期欠席支援を行います。
- 長期欠席（不登校を含む）の未然防止及び個別の支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行うため、市に教育支援センター「けやき教室・さつき教室」を、また、中学校に校内サポート教室を小学校に「ほっとルーム」を設置し、不登校傾向の児童生徒に居場所を作ります。
- 教職員の対応力向上を図るため、研修会等を計画的に実施します。
- 不登校支援プロジェクト会議を開催し、学校現場の意見を取り入れることで効果的な不登校支援につなげます。
- 不登校児童生徒理解のため、「子ども支援シート」の活用を促進します。
- 三重県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加するケース会議、支援会議を実施することで不登校支援にかかる早期対応の充実を図ります。

◆今年度目標値の設定根拠

2023年度もなお、コロナ感染症拡大による児童生徒への影響は家庭環境の不安や対人関係の築きにくさ等に表れており、2023年度の数値は横ばいと考えられるため、目標値を120と設定した。

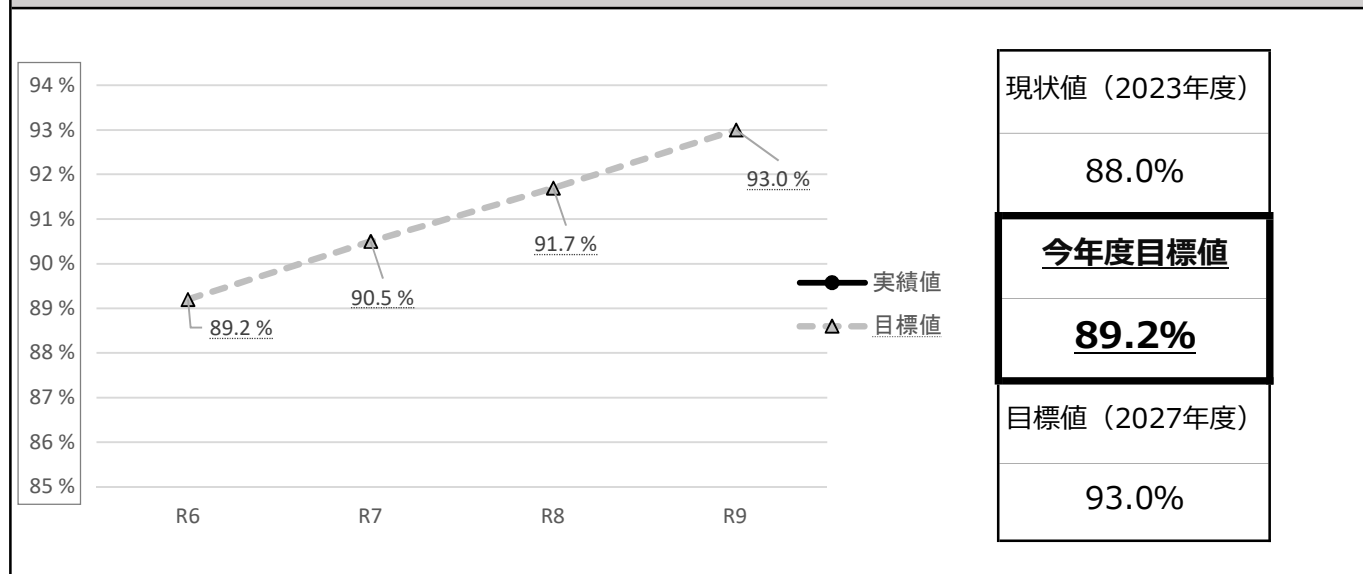
※文科省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を指標としている。調査結果は翌年度の10月に発表されるため、数値は前年度のものである。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12203	不登校対策推進事業

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2-2 いじめ防止対策
指標	「いじめをしない・させないよう、友だちとともに考え、行動しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童生徒の育成に取り組むとともに、人権を尊重する集団作りに取り組みます。
 - 教職員のいじめ問題への防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対して、その実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のため、研修会の充実を図ります。
 - いじめ防止対策推進法や県、市及び学校のいじめ防止基本方針に基づき、未然防止や早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応などの積極的な支援を行います。
 - SNSを介したインターネット上のいじめに関する対策の推進を図るため、教育課程全体を横断した情報モラル教育などを通して、未然防止に取り組みます。
 - アンケート調査（学期に1回以上）や個人面談、教育相談の充実を図り、児童生徒が自らSOSを発信できる環境を構築します。
 - 三重県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や「いじめ電話相談」「子どもSNS相談みえ」等の相談機関の紹介を行います。

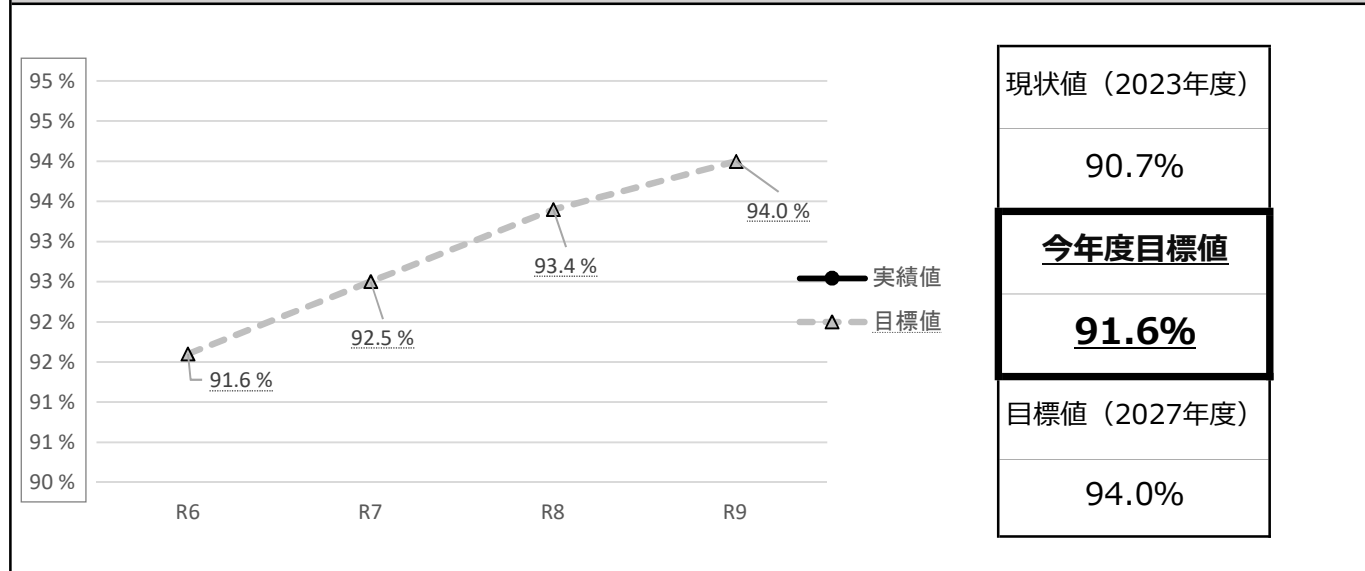
◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画				
「やや当てはまらない」と答えている児童生徒の60%が4年後に肯定的な意見となるよう目標値を設定している。したがって、今年度15%の子どもたちが肯定的意見になるよう目標値を設定した。	<table border="1"> <tr> <th>実行計画番号</th><th>事業名</th></tr> <tr> <td>12204</td><td>いじめ防止対策推進事業</td></tr> </table>	実行計画番号	事業名	12204	いじめ防止対策推進事業
実行計画番号	事業名				
12204	いじめ防止対策推進事業				

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－3 生徒指導
指標	「学校やクラスのルールやきまりを理解し守ることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1 指標の目標等												
		現状値（2023年度） 92.8% 今年度目標値 93.6% 目標値（2027年度） 96.0%										
2 今年度の活動計画等												
◆年間の活動計画 ●生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）をあらゆる教育活動に取り入れ、教員の児童生徒理解と児童生徒との信頼関係に基づく組織的な生徒指導体制を構築します。 ●生徒指導担当者会（年間6回）や生徒指導の実践に繋がる研修を実施し、教員の研鑽を支援します。 ●校則の見直しやいじめ防止の取組等、生徒会及び児童会が 中心となった児童生徒の主体的な取組を推進します。 ●中学校では生徒会研修会を実施し、各校の取組を交流することで、自校の取組に生かします。 ●生徒指導アドバイザーが組織的な生徒指導体制について各校に助言します。 ●鈴鹿警察署や鈴鹿児童相談所、鈴鹿市子ども家庭支援課などの関係機関等と連携した生徒指導の取組を推進します。												
◆今年度目標値の設定根拠 「やや当てはまらない」と答えている児童生徒の60%が4年後に肯定的な意見となるよう目標値を設定している。したがって、今年度15%の子どもたちが肯定的意見になるよう目標値を設定した。	3 関連する総合計画2031の実行計画 <table><tr><th>実行計画番号</th><th>事業名</th></tr><tr><td>12205</td><td>健全育成事業</td></tr><tr><td>12401</td><td>学校支援チーム事業</td></tr><tr><td>12402</td><td>青少年対策諸事業</td></tr><tr><td>12403</td><td>補導活動事業</td></tr></table>		実行計画番号	事業名	12205	健全育成事業	12401	学校支援チーム事業	12402	青少年対策諸事業	12403	補導活動事業
実行計画番号	事業名											
12205	健全育成事業											
12401	学校支援チーム事業											
12402	青少年対策諸事業											
12403	補導活動事業											

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2-4 人権教育
指標	「差別をなくすために何かできることをしたいか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1 指標の目標等



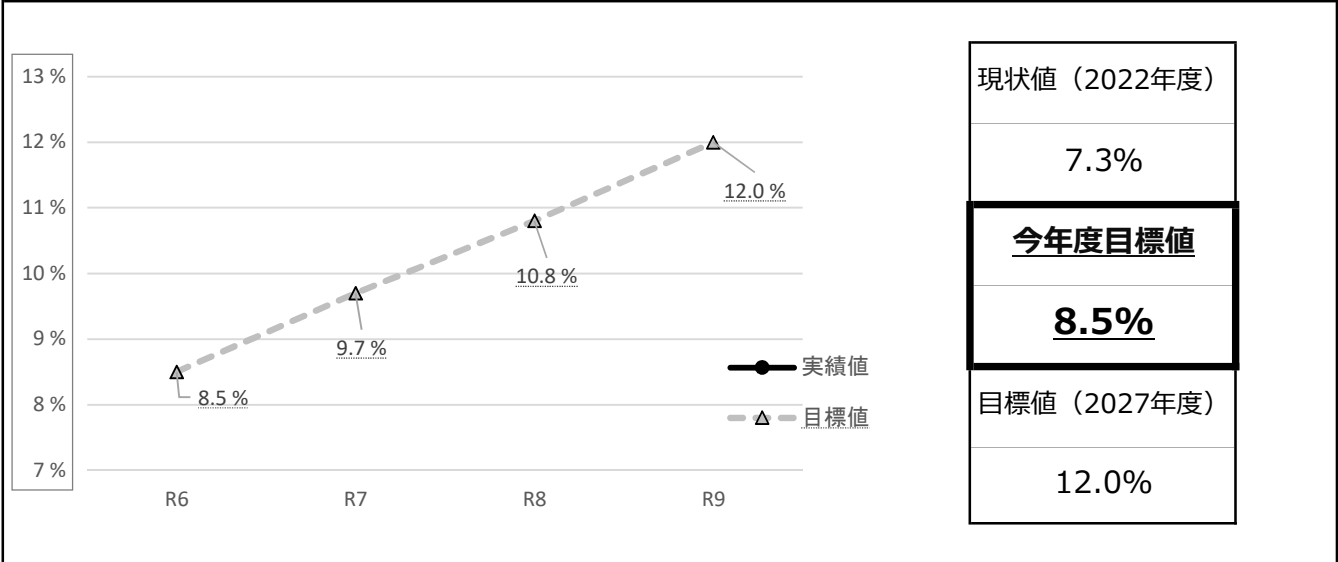
2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 学校・園では、子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。
 - 中学校区子ども人権フォーラムを開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進めます。
 - 学校・園の人権教育推進に向けて、人権教育センター職員による研修会等の支援に取り組みます。
 - 障がいや国籍など、様々な背景をもつ子どもたちが、遊びや活動を通じて交流できる居場所づくりに取り組みます。
 - 教職員の人権意識の高揚を図るため、研修会を行います。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画								
「やや当てはまらない」と答えている児童生徒の60%が4年後に肯定的な意見となるよう目標値を設定している。したがって、今年度15%の子どもたちが肯定的意見になるよう目標値を設定した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実行計画番号</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12201</td><td>学校人権教育事業</td></tr> <tr> <td>12206</td><td>人権教育センター子どもの居場所づくり事業</td></tr> <tr> <td>12251</td><td>人権教育センター管理運営事業</td></tr> </tbody> </table>	実行計画番号	事業名	12201	学校人権教育事業	12206	人権教育センター子どもの居場所づくり事業	12251	人権教育センター管理運営事業
実行計画番号	事業名								
12201	学校人権教育事業								
12206	人権教育センター子どもの居場所づくり事業								
12251	人権教育センター管理運営事業								

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2 - 5 特別支援教育
指標	全児童生徒において、個別の指導計画を作成している児童生徒の割合【三重県独自調査】

1 指標の目標等



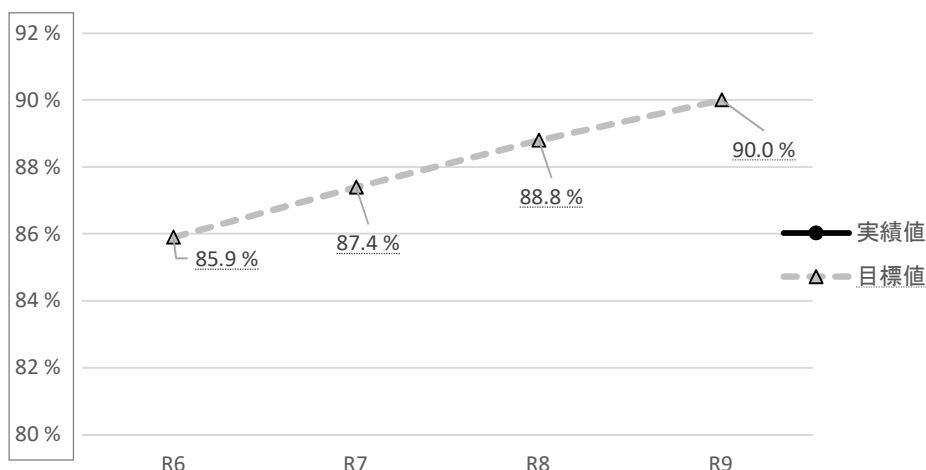
2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 引継体制の充実及び途切れのない支援を行うために、特別支援教育コーディネーターを中心に、5歳児健診後のフォロー等、学校・幼稚園・保育所及び「すずっこスクエア」と連携し、有効な支援を検討し、行います。
 - 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を含む「すずっこファイル」を作成し、進学や転学・進級時の際の引継ぎや個に応じた効果的な支援に活用します。
 - 特別支援教育に関する教員の専門性の向上及び通常学級に在籍する児童生徒への教育にも生かすため、研修会等を計画的に実施します。
 - 個に応じた適切な支援を講じ、学習面及び生活面で困り感を抱える児童生徒の状況改善を図るため、通級指導教室における巡回指導、アウトリーチの取組を行います。
 - 本市の特別支援教育の充実に向けて、大学教授や校長等で構成されるプロジェクト会議を開催し、特別支援教育の推進に向けた、より良い方策等を検討し、全小中学校で実践します。
 - 特別支援学校や関係機関と連携し、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成できるよう、指導助言を行います。
 - 医療、保育、教育を担当する機関が緊密な連携を図り、就学後の円滑な医療的ケアの充実につなげるために、医療的ケア運営協議会を開催し、ガイドラインに沿った運営の検証、保護者への周知方法の検討を行います。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画
現状値（2022年度）が7.3%であったことから、5年間で12.0%とすることを踏まえ、目標値8.5%と設定をした。	実行計画番号 事業名
	12207 特別支援教育事業

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2-6 日本語教育及び多文化共生教育
指標	「多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1 指標の目標等



現状値（2023年度）
84.5%
今年度目標値
85.9%
目標値（2027年度）
90%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 外国人児童生徒等が理解しやすい授業を学校全体で行うため、国際教室担当者と日本語教育担当者とは連携した授業づくりを行います。
- 日本語教育コーディネーターや日本語指導経験者が中心となる研修会等を実施し、教員の指導力向上・校内支援体制のさらなる充実を図ります。
- 多文化共生教育担当者が中心となり、すべての児童生徒が、多様な文化、価値観について興味関心を高め、互いを理解し合える取組を学校全体で進めます。
- 多文化共生教育実践EXPOを開催し、各校の多文化共生教育の実践交流を行います。
- 日本語教育支援プロジェクト会議を開催し、国際教室における日本語の初期指導、在籍学級における日本語教育等を推進します。

◆今年度目標値の設定根拠

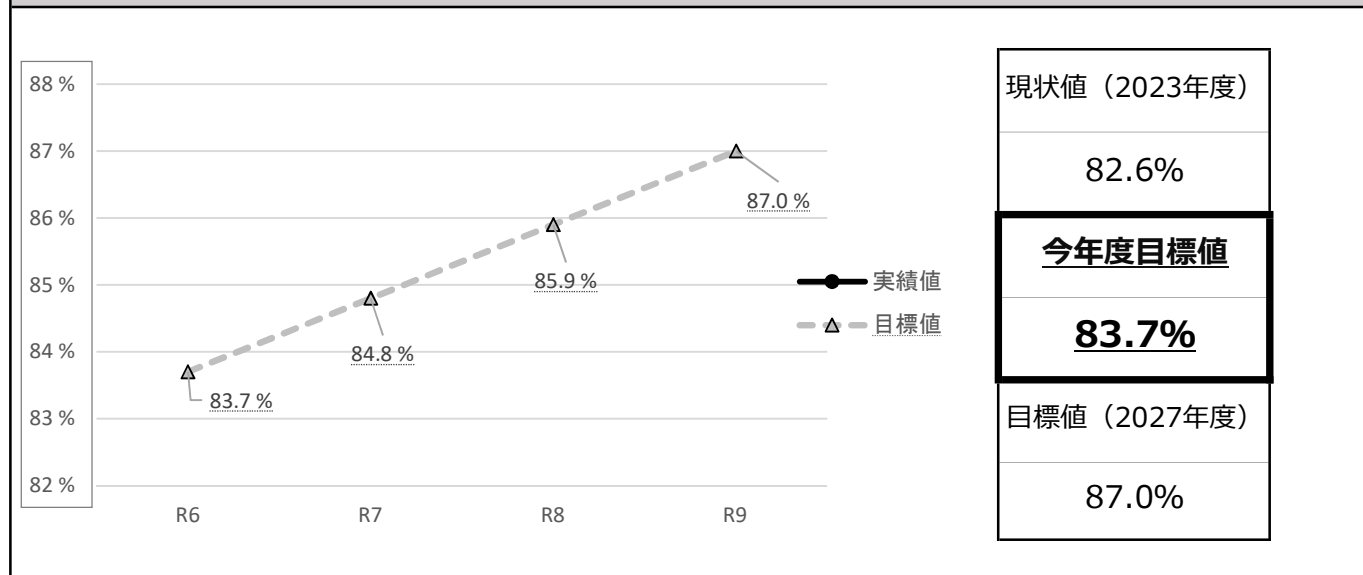
「やや当てはまらない」と答えている児童生徒の60%が4年後に肯定的な意見となるよう目標値を設定している。したがって、今年度15%の子どもたちが肯定的意見になるよう目標値を設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12202	外国人児童生徒サポート事業

施策の 基本的方向	2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2-7 道徳教育
指標	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1 指標の目標等



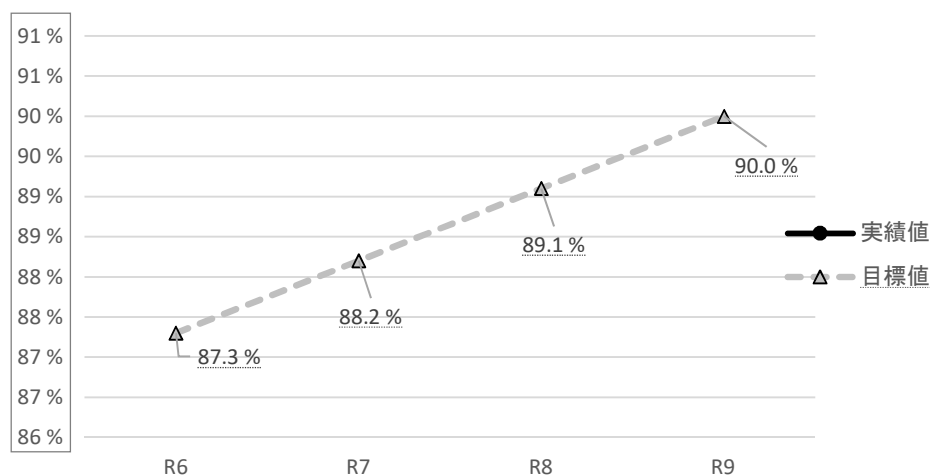
2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 子どもたちが自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えられる授業を行うために、教職員の研修の充実を図ります。
 - 学校教育活動全体を通じた道徳教育を行うために、各校における道徳教育カリキュラムの確実な作成を行います。
 - 授業改善を行うために、指導主事が各校の授業を参観し、好事例を市内に発信します。
 - 全教育活動を通じて道徳教育を行えるよう、道徳教育担当者会を通じて、各校におけるカリキュラムマネジメントを踏まえた年間指導計画を作成します。また、「考え、議論する道徳」の実践につなげるために、担当者会で授業参観を実施し、協議します。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画	
近年の値は横ばいである。そのため、1年間に1.1ポイントずつ上げることを目標にしている。	実行計画番号	事業名
	12104	学力向上支援事業

施策の 基本的方向	3 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
基本事業	3-1 心身の健康と食に関する教育
指標	運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】

1 指標の目標等



現状値（2023年度）

86.4%

今年度目標値

87.3%

目標値（2027年度）

90.0%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 運動遊びの充実を図るため、園児の発達段階を踏まえながら、幼児の体力向上実践プログラム「きらきらタイム」に取り組みます。
- 各学校において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析を基に、授業改善や体力向上に向けた日常的な体育活動に取り組みます。
- 外部指導者を活用した健康教育出前講座や小中学校における教科指導、保健だよりの発行などにより、疾病予防や生活習慣病対策の啓発に取り組みます。
- 食に関する知識や指導方法の向上に資するよう、食育担当者会を実施します。また、全体指導計画に基づき、学校給食を「生きた教材」として活用するなど、残食量の削減や食生活・生活習慣の改善に向けて、栄養教諭等と連携した食に関する授業及び「食育月間」「食育の日」の取組を各校で実施します。
- 児童の確かな水泳技能習得のために、学校外プール施設も併用しながら水泳授業を実施します。

◆今年度目標値の設定根拠

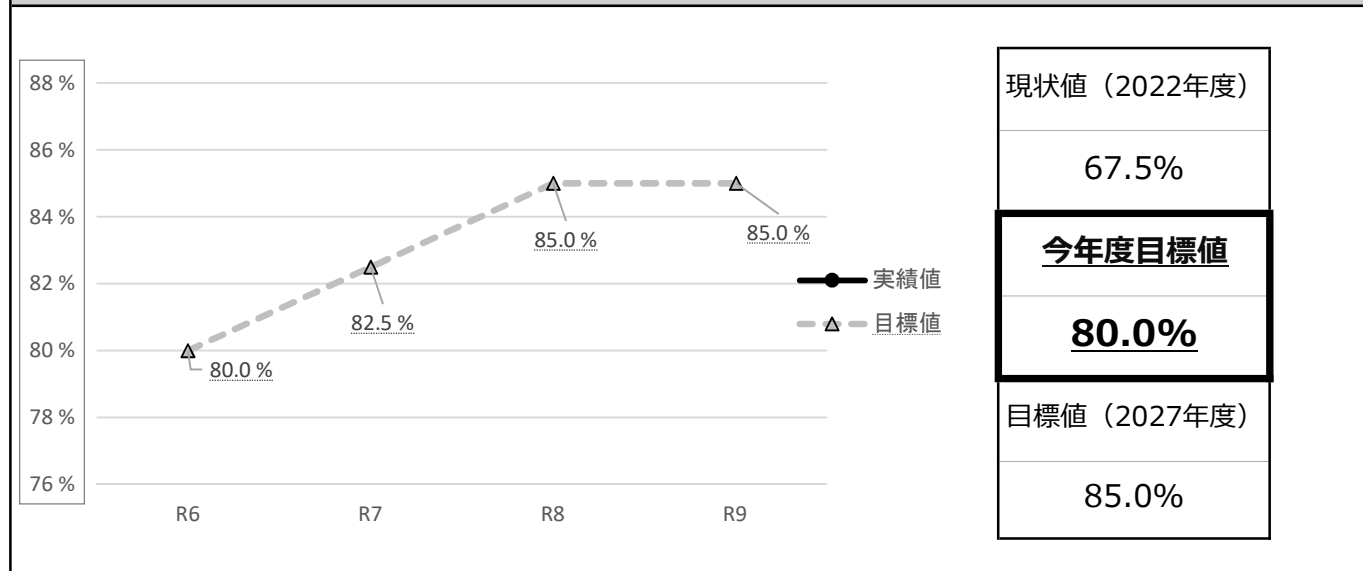
2023年度の現状値は86.4%であったため、2027年度の目標値90.0%に向け、年間0.9ポイント増を目標として設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12304	教育活動事業
12305	学校保健事業

施策の 基本的方向	3 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
基本事業	3-2 文化・芸術活動
指標	「未来応援人」を活用した学校の割合

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

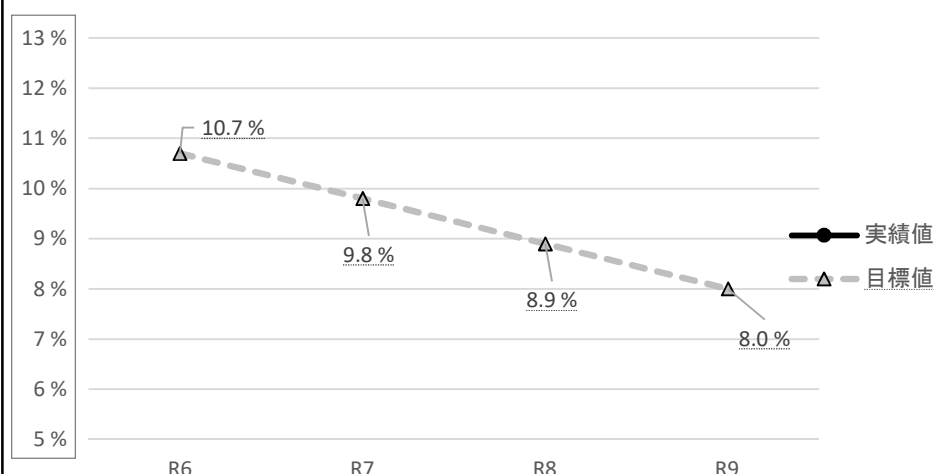
◆年間の活動計画

- 芸術活動の発表の機会を充実させるため、地域や関係団体等と連携し、美術作品展や科学作品展、書写展、小学校及び中学校音楽会を全市的に実施します。
- 文化・芸術及び伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験できる機会を提供するために、「未来応援人」事業を活用し、学校・園の要請に応じた講師を派遣します。
- 中学校区での文化・芸術活動の交流について、ICTの活用も含め、実践事例を発信します。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画	
2027年度の目標値を設定する際、2022年度の実績値67.5%（27校）を基準に、85.0%（34校）と設定した。2023年度の現状値は77.5%（31校）であったこと及び従来の「すずか夢工房」から「未来応援人」に変更したことに伴う内容の充実を踏まえ、2026年度での目標値の修正を視野に入れながら、1年に1校の増加を目標として設定した。	実行計画番号	事業名
	12302	未来応援人事業
	12304	教育活動事業

施策の 基本的方向	3 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
基本事業	3-3 安全・安心で安定的な学校給食の提供
指標	中学校給食における副菜の残菜率

1 指標の目標等



現状値（2022年度）

11.6%

今年度目標値

10.7%

目標値（2027年度）

8.0%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●安全・安心で安定的な学校給食を提供するため、衛生管理面では調理員等関係職員の検便実施、各給食調理施設の衛生検査、害虫等予防、職員研修等を、食物アレルギー対応面では保護者とのアレルギー確認の徹底や保護者・教職員・児童生徒との該当児童生徒のアレルギー情報の共有による給食提供時の安全確認等の連携を、施設保全の面では設備・備品の適切な維持管理を行います。

●児童生徒の学校給食に対する意識（献立、喫食状況、給食指導、嗜好や家庭の食生活等）に関してアンケート調査を行い、残菜率改善の目標値達成に向けた取組の柱や中期的な方向性、具体的な取組内容等を定めます。

●学校給食費の徴収事務において収納率の向上と業務の効率化を図るため、民間事業者へ電話催告業務を委託します。

◆今年度目標値の設定根拠

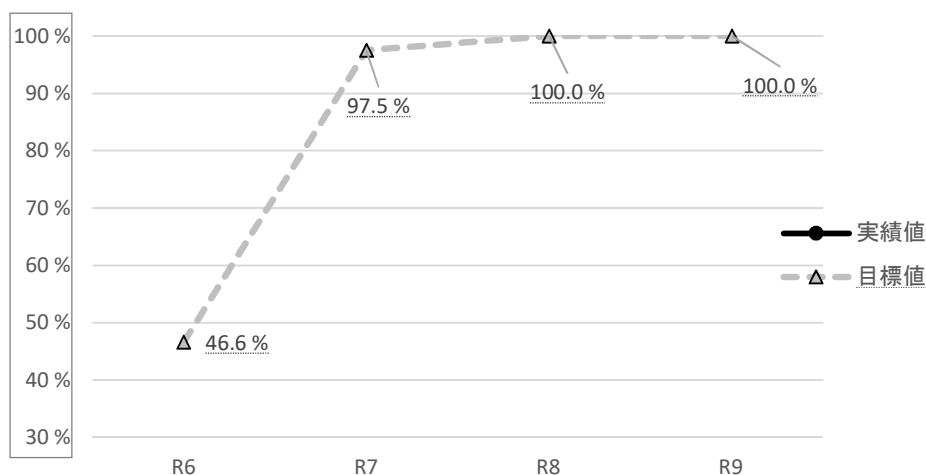
計画期間の4年間に3.6%の残菜率の改善を目標としていることから、0.9%/年の改善を図ることを目標として設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12301	学校給食費管理事業
12351	給食調理室運営事業
12352	学校給食センター管理運営事業
12353	第二学校給食センター管理運営事業

施策の 基本的方向	4 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	4-1 休日の部活動地域移行
指標	休日の部活動地域移行実施率 (休日に活動している部活動のうち、移行ができた部活動の割合) 【独自調査】

1 指標の目標等



現状値 (2023年度)

0%

今年度目標値

46.6%

目標値 (2027年度)

100%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 他市町の好事例の共有を図るとともに、地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた体制整備を進めるために、指導者の確保方法及び種目別の適した拠点数などについて調査研究を行います。
- 休日に活動している学校部活動の内、8活動（陸上競技、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、剣道、合唱）について、関係団体等と連携を図りながら、地域移行のモデル事業を実施します。
- 地域移行に係る協議会を開催し、モデル事業の効果検証を図るとともに、様々な立場から意見を聴取し、受益者負担額及び移動手段等について検討します。

◆今年度目標値の設定根拠

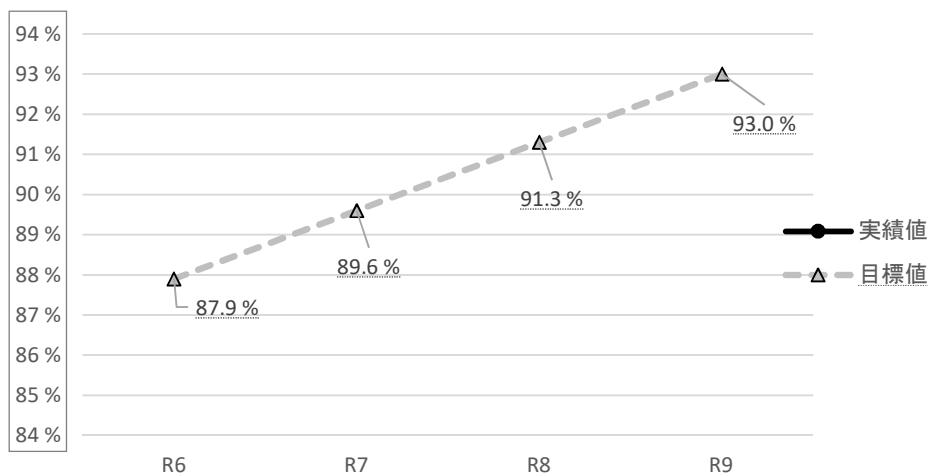
休日に活動している14の学校部活動を段階的に地域へ移行し、2026年度には、全活動の地域への完全移行を目標としている。今年度は個人種目や設置数の少ない種目を中心に地域移行のモデル事業を計画し、目標値を46.6%（休日に活動している118部活動のうち55部活動）と設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12303	部活動振興事業
12406	部活動地域移行推進事業

施策の 基本的方向	4 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	4-2 地域とともにある学校づくり
指標	「学校と地域が連携した取組が行われているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した保護者の割合【学校アンケート（保護者）】

1 指標の目標等



現状値（2023年度）

86.3%

今年度目標値

87.9%

目標値（2027年度）

93.0%

2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 学校運営協議会等の中で教育課題を共有・協議し、家庭、地域、学校がそれぞれの立場から、主体的に地域の子どもの成長を支える「協働型」のコミュニティ・スクールの実践を推進します。
- 学校運営協議会委員や地域コーディネーター等の共通認識を深め、より効果的な協働を図るために、有識者による講演会や先進地域の取組に関する研修会を実施します。
- 学校支援ボランティア等、地域の方々の協力を得ながら、地域と学校をつなぎ、地域から信頼される学校づくりを推進します。
- 各校の学校運営協議会にコミュニティ・スクール推進コーディネーターを派遣し、「協働型」のコミュニティ・スクールの実践について助言します。

◆今年度目標値の設定根拠

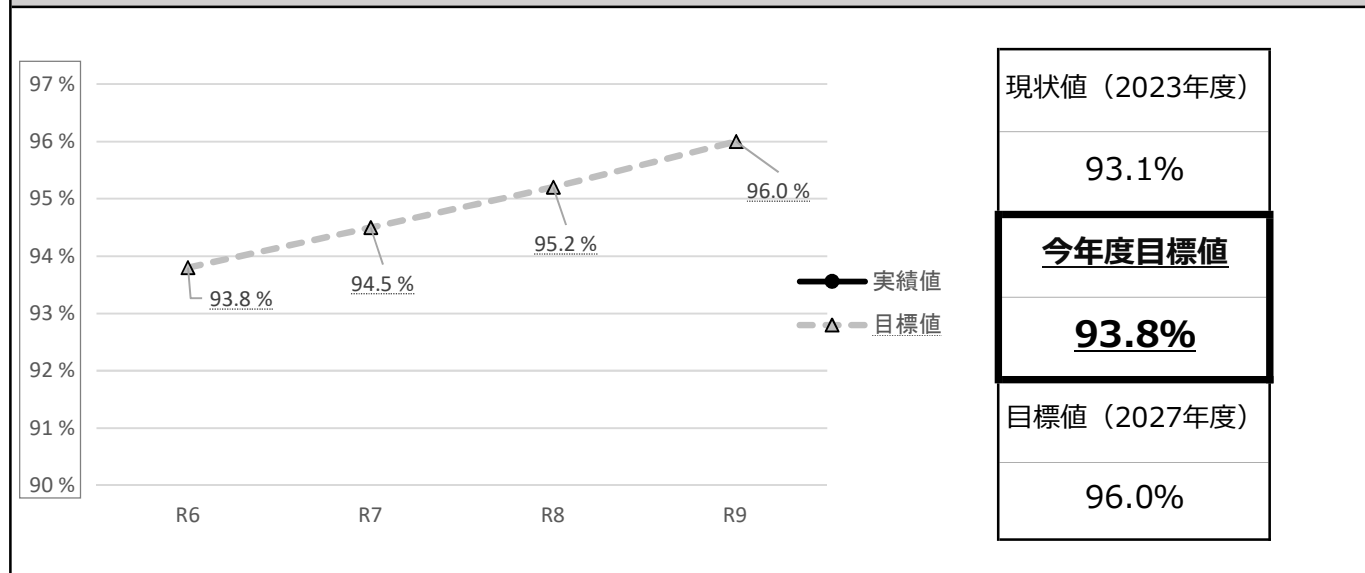
「やや当てはまらない」と答えている保護者の60%が4年後に肯定的な意見となるよう目標値を設定している。したがって、今年度15%の保護者が肯定的意見になるよう目標値を設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12405	コミュニティ・スクール推進事業

施策の 基本的方向	4 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	4-3 安全・安心の学校づくり
指標	「危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

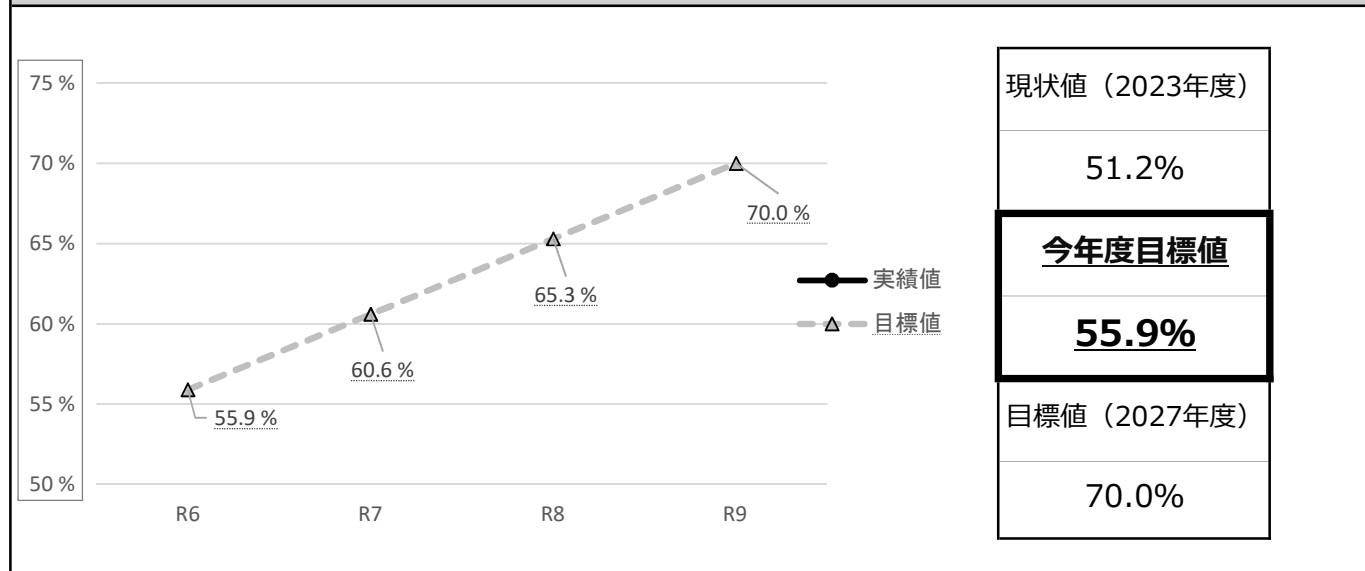
◆年間の活動計画

- 「交通安全教室」や「防犯教室」「不審者侵入対応訓練」等に警察や関係団体と連携して取り組みます。
- 児童生徒の適切な判断力、主体的な行動力を育成するため、防災・減災に関する意識や知識の向上を図り、講演や防災訓練、女川中学校との交流等の取組を通じて、防災・減災教育を行います。
- 青色回転灯等装備車によるパトロールの実施、安全安心ボランティア等との連携、保護者や地域住民とともに防犯教育、「鈴鹿市公式LINE」システムの活用などにより、子どもたちを守る体制の整備を行います。
- 道路管理者や警察などの関係機関と連携し、鈴鹿市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検や危険箇所の改善に取り組みます。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画	
「やや当てはまらない」と答えている児童生徒の60%が4年後に肯定的な意見となるよう目標値を設定している。したがって、今年度15%の子どもたちが肯定的意見になるよう目標値を設定した。	実行計画番号	事業名
	12404	安全安心ネットワーク推進事業
	12407	復興教育支援事業

施策の 基本的方向	4 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	4－4 郷土教育及び環境教育
指標	「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

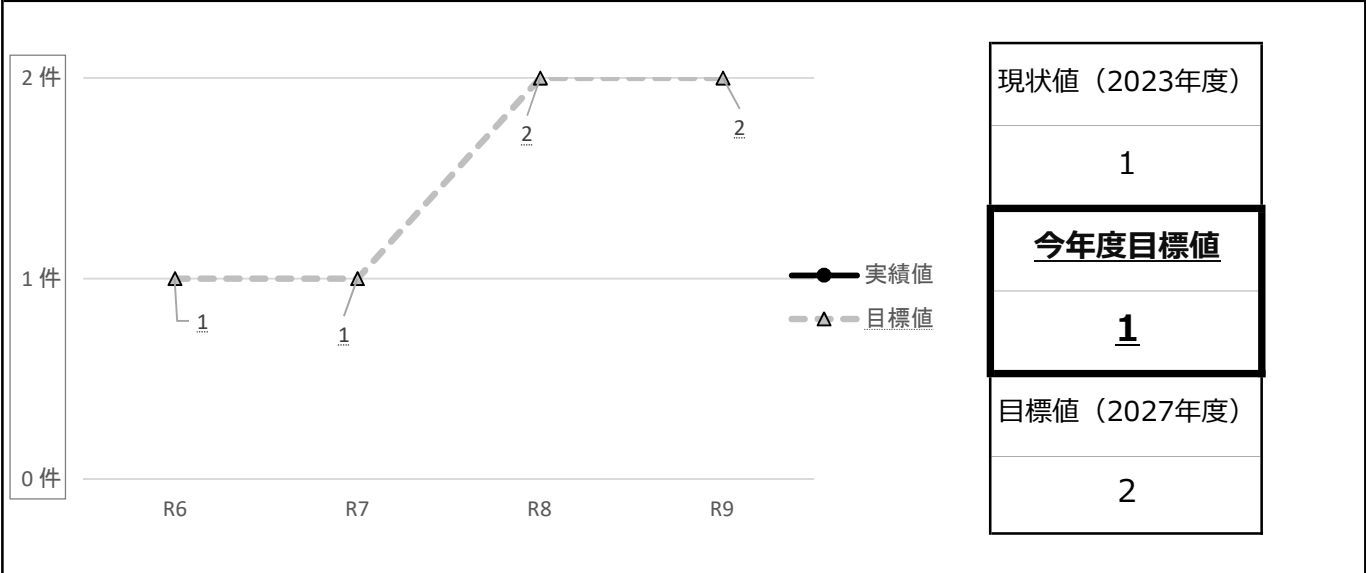
◆年間の活動計画

- 地域の良さや歴史、文化、豊かな自然を学ぶため、地域の人材や社会教育施設等を活用した体験学習に関する情報を発信します。
- 地域教材のさらなる開発、ICT機器を活用した教材の動画配信及び教職員対象のフィールドワーク等に取り組みます。
- 体験的活動を通して環境課題への理解を深め、主体的に行動する態度を育成するため、チャレンジ・エコスクールや学校環境デー等に、各校で取り組みます。また、学校緑化推進事業等、地域等との連携を深める取組を実施します。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画	
2027年度目標値達成に向けて、現状値からの差で、目標値を設定した。	実行計画番号	事業名
	12104	学力向上支援事業
	12106	小学校教育推進事業

施策の 基本的方向	5 学校環境の整備・充実
基本事業	5－1 学校規模の適正化
指標	再編計画の策定数

1 指標の目標等



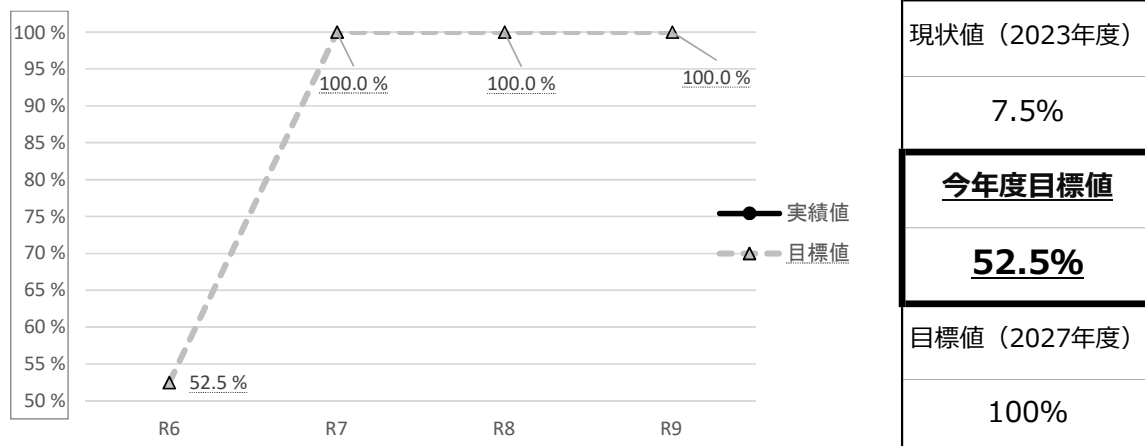
2 今年度の活動計画等

- ◆年間の活動計画
- 今後20年間の児童生徒数・学級数の推移を的確に把握するために、20年推計を作成します。
 - 20年推計を基に、今後、複式学級の発生が予測される過小規模校について、保護者や地域への現状説明を行い、今後のあり方について、意見聴取などを行い、今後の方向性を検討します。
 - 「天栄中学校区における学校再編計画」に基づき、準備委員会を設置し、保護者や地域とともに、具体的な検討を行います。

◆今年度目標値の設定根拠	3 関連する総合計画2031の実行計画				
今年度は、20年推計を作成し、保護者、地域への説明と意見聴取などを行い、方向性を検討する段階であることから現状値のとおりとした。	<table border="1"> <tr> <th>実行計画番号</th><th>事業名</th></tr> <tr> <td>12501</td><td>教育推進事業</td></tr> </table>	実行計画番号	事業名	12501	教育推進事業
実行計画番号	事業名				
12501	教育推進事業				

施策の 基本的方向	5 学校環境の整備・充実
基本事業	5 - 2 施設等の環境整備
指標	屋内運動場に空調設備を設置した学校の割合

1 指標の目標等



2 今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

- 学校施設・設備の老朽化対策として、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき整備を進めます。
- 学校給食センターの老朽化対策として、大規模改修（設備改修・厨房機器更新）を行います。
- 屋内運動場への空調設備の推進として、低コスト送風型エアコンを17校、通常エアコンを1校に設置することを進めます。
- 小中学校のトイレ洋式化の推進として、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき整備を進めます。

◆今年度目標値の設定根拠

今年度は、屋内運動場に空調設備を17校に設置する計画としているため、今年度の目標値を52.5%と設定した。

3 関連する総合計画2031の実行計画

実行計画番号	事業名
12502	河曲小学校施設整備事業
12503	小学校教育施設環境整備事業
12504	小学校学校施設長寿命化・大規模改造事業
12505	中学校教育施設環境整備事業
12506	大木中学校施設整備事業
12507	中学校学校施設長寿命化・大規模改造事業
12508	学校給食センター施設改修事業
12551	小中学校警備事業
12552	小学校施設管理事業
12553	中学校施設管理事業